

# 官報号外

平成十五年四月二十三日

## ○第一百五十六回 参議院会議録第十九号

平成十五年四月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十九号  
平成十五年四月二十三日  
午前十時開議

○議長(倉田寛之君)

これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、  
食品安全基本法案について、提出者の趣旨説明  
を求める存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等  
に関する法律の一部を改正する法律案(内閣  
提出、衆議院送付)

第二 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊  
急措置法案(衆議院提出)

第三 防衛厅設置法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

第四 種苗法の一部を改正する法律案(内閣  
提出)

第五 遺伝子組換え生物等の使用等の規制によ  
る生物の多様性の確保に関する法律案(内閣  
提出)

○本日の会議に付した案件  
一、食品安全基本法案(趣旨説明)  
以下 議事日程のとおり

は、最終的に消費される食品の安全性を確保する  
だけでなく、第一次生産にさかのばって必要な措  
置が講じられるようにするとともに、食品を通じ  
た健康への影響の科学的評価を中心とする科学的  
手法により、国民の健康への悪影響を防止し又は  
抑制することを食品の安全性の確保に関する基本  
原則として打ち立て、国民の健康保護を最優先に  
する新たな食品安全行政の体制を確立することが  
求められます。

本法案は、このような認識に立って、基本理念  
とこれに基づく基本的な施策の枠組みを新たに構  
築することにより、食品の安全性の確保に関する  
施策を総合的に推進することを目的とするもので  
あります。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げま  
す。

第一に、食品の安全性の確保についての基本理  
念として、国民の健康の保護が最も重要であると  
いう基本的認識、食品の生産から販売に至る供給  
行程の各段階における適切な措置、国際的動向及  
び国民の意見に十分配慮しつつ、科学的知見に基  
づいて措置を講じることによる国民の健康への悪  
影響の未然防止の三つを定めるとともに、国、地  
方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費  
者の役割を明らかにしております。

我が国においては、経済社会の発展に伴い国民  
の食生活が豊かになる一方、食品に関する科学技  
術の発展、食品流通の広域化、国際化が進展する  
など、我が国の食生活を取り巻く環境は近年大き  
く変化しております。このような変化を背景とし  
て、一昨年の牛海綿状脳症の発生を始めとして、  
昨年の外国産野菜における農薬の残留や国内にお  
ける無登録農薬の使用など、食品の安全にかかわ  
る問題が相次いで発生し、食品の安全性の確保に  
対する国民の関心は従来にも増して高まっており  
ます。

このような情勢の変化に適確に対応するために  
は、その具体的な実施に関する基本的事項を定  
めて公表することとしております。

第三に、内閣府に学識経験者による合議制の機  
関として食品安全委員会を設置し、食品安全影響  
評価及びこれに基づく勧告を行うこと、委員は両  
議院の同意を得て内閣総理大臣が任命することな  
どについて規定しております。

以上がこの法律案の趣旨でございますが、衆議  
院におきましては、「食品供給の行程」を「国内  
外における食品供給の行程」に改めるとともに、  
政府は、この法律の施行の状況について検討を加  
え、必要があると認めるときは、その結果に基づ  
いて所要の措置を講ずるものとすることを内容と  
する修正が行われております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同く  
ださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対  
し、質疑の通告がござります。順次発言を許しま  
す。松井孝治君。

〔松井孝治君登壇、拍手〕

○松井孝治君 登壇、拍手  
私は、民主党・新緑風会を代表し  
て、食品安全基本法案につきまして、関係大臣に  
御質問申し上げます。

本題に入ります前に、新型肺炎の感染拡大につ  
いて伺います。

いわゆるSARSの国際的な感染の広がりは、  
大型連休を控えて我が国国民にも著しい不安を与  
えているほか、相次ぐパック旅行の中止を含めた  
旅行客の減少や、日系企業など外資系企業の駐在  
家族の引揚げ、商談の中止、延期などを通じてア

官 報 (号 外)

ジア地域全域にわたって深刻な経済的打撃を及ぼすことがあります。

坂口厚生大臣、本日現在での国内及び海外に在留邦人における感染の疑いのある症例の有無、件数をお示しください。

さらに、現時点で講じておられる防疫・感染予防対策、国内で感染者が発生した場合の治療体制と感染ルートの解明対策、並びにそれらに必要な専門家の確保の状況について具体的な御答弁を求めます。

また、中国では、昨年の秋に感染症例を確認したが、数か月の間、極めて不十分な情報開示しか行わず、そのことが事態の深刻化の一因となつたと言われておりますが、今後の我が国における情報開示、情報提供体制の在り方についても御答弁を願います。

在、治安の維持や交通安全の問題など、国民の生命、安全に直接最も大きな責任を担われている谷垣大臣にお伺いいたします。

歩を基軸として、近代社会が進歩と開発という価値を追求し、人類はすばらしい生活水準の向上と効率的な社会システムを手にし、その安全を脅かす自然の脅威の克服には大きな成果を上げてまいりましたが、同時に、我々は、我が内なる危険、すなわち人類がつくり出した人為による生命への危険という大きな試練に直面いたしております。もちろんやるべきである原子力の発明、開発、膨大な化学物質の開発と利用、医療技術の進歩による長寿化の達成と多発する薬害や医療ミス。国家的な課題である先進技術の開発と利用に当たって

は、開発と同等あるいはそれ以上のエネルギーがあるべきであります。安全性の確保に充てられてしかるべきであります。

現代文明の利便性を極力維持発展させながらも、特に我々の食生活、住環境、社会システムやライフスタイルを考え直さなければ、地球環境の保全も持続的成長もあり得ないのでしょうか。国民の中における環境志向、スローライフ・スローライフ、地産地消、こうした概念への共感の広がりをどう受け止め、自由貿易体制や市場経済の下での経済活力の維持強化との折り合いをどのように付けていくのかは、二十一世紀の政治理家だれもが悩まなければならない課題であります。

今後の経済社会において、安全という価値を政治や行政システムにどのように位置付けるべきか、谷垣大臣、新たな時代のリーダーにふさわしい識見を官僚答弁ではなく自らのお言葉で示していただきたいと存じます。

法案の具体的論点に入ります。

今回の法案は、食品の安全性の確保という政治的課題を基本法という形で政治的に確認した意味において、そして食品のリスク評価、管理、コミュニケーションを三位一体とするリスク分析という概念が後ればせながらも日本の行政に導入された点において評価に値するものではあります。しかしながら、具体的にリスク分析が成果を上げ食品安全が確保されるためには、依然として不十分な点が少なからず存在し、以下、各点にわたって関係大臣に御質問申し上げます。

第一点は、食品安全委員会の独立性とその権限の脆弱性であります。

政府案では、食品安全委員会は、国家行政組織法上、与党の皆さんにお嫌いな審議会扱いの八条委員会であり、かつ、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省に対し勧告権はあるものの、勧告内容の実施に何らの強制権も持たない機関であります。道路公団民営化推進委員会や原子力安全委員会の例を挙げるまでもなく、このような機関が果たして実効性ある提言を行い得るでしょうか。あるいは、霞が関は本委員会が機能することを本当に願っておられるとお思いでしょうか。

米国においてFDAという組織が決定的に国民の信頼を得たのは、サリドマイドを使用した薬品の販売権を得たメレル社の激しい運動にもかかわらず、安全性に疑義を抱いた担当審査官ケルシ・女史が頑としてサリドマイドの承認を与えず、ほとんどサリドマイド薬害が生じなかつたという事実が契機であったと言われています。

谷垣大臣、何ゆえに食品安全委員会を独立性の確保された三条委員会としなかつたのか、そして、八条委員会であるにせよ、勧告権にはせめて

政府案では、食品安全委員会は、国家行政組織法上、与党の皆さんにお嫌いな審議会扱いの八条委員会であり、かつ、リスク管理機関である農林水産省、厚生労働省に対し勧告権はあるものの、勧告内容の実施に何らの強制権も持たない機関であります。道路公団民営化推進委員会や原子力安全委員会の例を挙げるまでもなく、このような機関が果たして実効性ある提言を行い得るあります。あるいは、霞が関は本委員会が機能することを本当に願つておられるとお思いでしょうか。米国においてFDAという組織が決定的に国民の信頼を得たのは、サリドマイドを使用した薬品の販売権を得たメレル社の激しい運動にもかかわらず、安全性に疑義を抱いた担当審査官ケルシニア女史が頑としてサリドマイドの承認を与えず、ほとんどサリドマイド薬害が生じなかつたという事実が契機であったと言われています。

谷垣大臣、何ゆえに食品安全委員会を独立性の確保された三条委員会としなかつたのか、そして、八条委員会であるにせよ、勧告権にはせめて内閣府設置法上特命大臣に与えられているのと同様の、最終的には内閣総理大臣が内閣法六条に基づいて指揮命令権の発動まで行える、そのような強力な担保手段を付与しなかつたのか、理由を明確に御教示いただきたいと存じます。

世間では、結局は農林水産、厚生労働両省の権限を維持し、形の上で独立性を装う組織編成であるとの批判が行われています。大臣はこの批判に説得力を持って答えるのでしょうか。御見解を伺います。

第二点は、BSE問題でも各方面から指摘され農林水産省と厚生労働省の二元行政、重複行政

の弊害を是正する措置が法律上具体化されています。

九六年にWHOが牛への肉骨粉の供与を禁止すべきだと各國へ勧告した直後に、当時の厚生省の局長が農林水産省の局長に文書で要請したにもかかわらず、農林水産省は法規制ではなくあくまでも行政指導による肉骨粉禁止という方針を変えませんでした。

農薬の製造、流通は農水省の規制、農薬の残留基準は厚生労働省の規制であるため、農薬登録されても残留基準がない農薬が多いという実態や、食品の品質表示についての食品衛生法とJAS法での二重基準をどう見直すのでしょうか。別の省の仕事には陰口はたたいても表立っては口は出さない、しかし他省が類似の予算や法規制を持つても平気で類似施策を導入するという縦割り行政の弊害は極めて深刻であります。

結果として責任不在の行政の犠牲となり、また二重行政のコストを負担する国民に対して、リスク管理行政組織の一元化をなぜ見送ったのか、谷垣大臣から具体的な理由をお聞かせください。

第三の問題は、食品安全委員会の専門性の問題であります。

BSEやHIVの問題、最近の金融行政、原子力安全から知的財産権、研究開発に至るまで、我が国は行政組織の決定的な問題は、意外なことが専門性の欠如にあります。

米国のFDAは食品に関して人員一千八百余名、英國の食品基準庁は六百余名、フランスの食品衛生安全庁は五百五十名と、いずれも多くの専門家をその組織の中に抱えております。我が国の場合、四名の委員と職員五十四名以外は非常勤、

しかも職員の多くは各省からの出向が予想されるという有様であります。

リスク評価機関を標榜しながら自前の研究組織も持たず、必要な研究や分析は大学や利益相反関係にあるリスク管理機関の研究所の知恵を拝借するといったいたらくで国民の食品安全に対する信頼を得られると思われますか。一言目には行政の肥大化防止と役所の方はおっしゃいますが、では農林水産省の抱える約六千人の統計担当職員の定員を活用することをどうして検討されないのであるいは検疫所や国立医薬品食品衛生研究所、国立公衆衛生院といった研究機関の専門家の一部又は全部を食品安全委員会のスタッフとして採用すればいいではないですか。谷垣大臣に説得力のある御答弁をいただきたいと思います。

第四の問題は、生活者、消費者の視点の希薄さであります。

科学的根拠に立った分析評価の重要性は言うまでもありませんが、いかなる食品について委員会がリスク評価を行うのか、その選定に当たっては日々スーパー・や商店街に出掛けて自ら買物をされている消費者の方々の感性や嗅覚、そして意見を積極的に活用することが極めて有意義ではないでしょうか。

食品安全委員会も消費者モニター制度を導入すると言いますが、予算規模にしてわずか二千三百万円、せいぜい各都道府県に十人程度の非常勤のモニターを置くことしか予定していないと聞きました。BSE調査検討委員会の報告にも、「消費者が意思決定に参加し、意見を表明し、情報を提供されなければならぬ。食品の安全性の確保に関する基本原則として、消費者の健康保護が最優先

に掲げられ、このような消費者の安全な食品へのアクセスの権利が位置づけられなければなりません」と記述されています。

私たち、草の根的な食品安全の確保のため、全国に最低数万人程度の消費者食品モニターを置くほか、モニターに対する研修制度の充実、モニターと専門調査員の食品安全に関する意見交換会の積極的開催などを提案したいと考えますが、谷垣大臣はこうした提案に耳を傾けるおつもりはあります。

第五は、今回の基本法案の施行のみで関係する行政全般の視点の転換が十分に行われるかどうかについての疑問であります。

農林水産、厚生労働両省のリスク管理チームは真に産業振興や供給側の論理や利益と遮断された体制で業務を行えるのでしょうか。農水、厚生両大臣の見解を伺います。

同時に、どんなに立派な食品安全委員会やリスク評価チームを省内に設置し、リスク管理チームを設置しても、それらが二十四時間、三百六十五日、常時食品の製造や流通を監視するわけにはまいりません。特に、農林水産省内部の生産・流通担当部局の意識改革が重要であることは論をまちません。生産者や業者の育成振興策のみの視点ではなくて、消費者の利益の増大や安全の確保を生むよう努力を払われるのでしょうか。

また、この際、平成十一年に制定された食料・農業・農村基本法について、食品安全の視点の充実と環境調和型農業政策への転換の姿勢を一層強固に位置付ける改正を行うつもりがあるのか、農林水産大臣の答弁を求めます。

第六の問題は、輸入食品の安全性の確保であります。

本法案は、食品供給行程の各段階で食品安全確保のための措置を講ずる、すなわちトレーサビリティを確保するといったています。BSE問題に端を発して、牛肉については関連法案が用意されているところですが、今後、その他の食品についてどのような具体策を講じられるおつもりか。

特に我々が口にする食品の大割を占める輸入食品の安全性確保について、水際措置に加えて、国際機関や外国政府との連携の下、いかなる安全措置を講じられようとされているのか、谷垣大臣の答弁を求めます。

結びに、谷垣大臣の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

大臣は、二年前のお正月に読売新聞に掲載された中堅キャリア官僚アンケートを覚えておいででしょうか。二〇一〇年に活躍が予想される政治家として二十世紀に首相になつてほしい政治家、そして二十一世紀に首相になつてほしい政治家、その両部門で谷垣大臣御自身が一位を獲得しておられます。石原東京都知事や小泉純一郎現総理を抑えて、官僚からの信頼度は当代随一の政治家と言つても差し支えないと思います。

そのアンケートに際して、記者の、官僚からコントロールしやすいと見られているという指摘もあるがとの問い合わせに対して、大臣は、そういうところもあるかもしれない、良く言えば安心感、悪く言えばむちゃくちやないからと答えておられます。これは大臣一流の御謙遜かもしません。しかし、指導者こそが國民に求められているのではないでしょうか。

今回の食品安全基本法案は、まだまだ十分なものではありませんが、貴重な一步であることは間違ひありません。この法案に魂を入れるも入れないも大臣次第、既存の農林水産、厚生労働両省、いや震が閣全体の生産者、供給者を中心の価値観にくさびを打ち込むも、あるいは官僚、震が閣の官僚の担ぐおみこしに乗るもの、すべて大臣の意氣込み次第であります。震が閣の役人の高い評価、これを受け止めながら、震が閣の役人の大半をむしろ今は敵に回してでも行政の価値観の大変更を、その突破口を谷垣大臣が開かれるおつもりがあるのかどうか。一人の政治家として、大臣の意欲、そして官僚組織に対するリーダーシップをむしろ今は敵に回してでも行政の価値観の大変更を、その突破口を谷垣大臣が開かれるおつもりがあるのかどうか。

一人の政治家として、大臣の意欲、そして官僚組織に対するリーダーシップをむしろ今は敵に回してでも行政の価値観の大変更を、その突破口を谷垣大臣が開かれるおつもりがあるのかどうか。

本質的には、官僚の御決意を伺つて、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(谷垣禎一君) 拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 松井議員の御質問にお答えいたします。

最初に、技術の進歩に対応した安全の確保といふ、食の安全を超える大きな問題を提起されたわけでございます。議員が御指摘のように、科学技術の進歩というのは私たちにすばらしい便益も供給するものでありますけれども、他方、時に安全を脅かす危険性をはらんでいるということ、御指摘のとおりであります。

このため、新たなこういう技術の導入に当たりましては、科学的知見に基づいてそのリスクを評価していくことと同時に、広く国民の中で

対話あるいは情報、意見の交換、こういうものを行いながら、安全の管理、確保に努めていくということが重要になってきているのではないかと思います。食品安全基本法は、食品安全の分野においてこういう手法を取り入れ確立しようと、こういうねらいでつくられているというふうに私は考えております。

次に、食品安全委員会を三条機関としなかった理由、それと勧告権の担保手段に関するお尋ねがございましたが、食品安全委員会が行なうのは客観的、科学的な食品健康影響評価であって、行政処分といった国家的意思を決定し執行することではありませんので、いわゆる三条機関とはしなかつたものであります。

食品安全委員会の勧告はすべて内閣総理大臣を通じて行われ、その内容が公表されるとともに、勧告に基づく措置が委員会に報告されることになつておりますので、その実効性は十分担保されておりまして、その独立性は十分担保されているというふうに考えております。

さらには、農水、厚生労働両省の権限を維持して独立性を装つたにすぎないんじゃないかという御懸念を申されました。

この法案によりまして、これまで厚生労働省や農林水産省で混然一体として行われてきたリスク評価とリスク管理を分離して、食品安全委員会が関係各省の食品安全性確保に関する施策の策定に当たりまして、一元的にリスク評価を行って、必要に応じて関係各省に勧告するほか、施策のモニタリングを行うこととなります。こういうふうに、この法案によりまして国民の健康の保護を優先とする新たな食品安全行政体制を確立するものと考えております。

続いて、リスク管理行政の一元化に関する御論がございました。

食品安全行政については、食中毒への対策は医療行政とも関係し、農薬に対する規制は農林水産行政や環境行政にかかるといった幅広い様々な分野に関連するために、これをリスク管理といつだけでも一元化することは必ずしも適切ではないのではないかと考えております。この点はBSE問題に関する調査検討委員会の報告も同様の考え方につつものだと理解しております。

今般の法案では、リスク分析手法の原則に戻つて、リスク評価の機能を一元的に行うこととしたものであります。

それから、食品安全委員会の専門性あるいは常勤スタッフに関するお尋ねですが、諸外国の政府機関とは組織やその役割が相違すること等から一律に比較はできないと思いますが、食品安全委員会は、食品安全性に関する識見の高い七名の委員のほか、専門委員延べ二百名程度、事務局職員五十四名、非常勤の技術参与二十五名から成る体制であります。これにより必要な専門性は十分確保できるというふうに考えております。

また、委員会の事務局については、科学と行政の双方に通じていることが求められますから、専門性のある人材の確保に努めていきたいと考えております。

それから、食品安全委員会の専門性の確保に関するお尋ねですが、食品のリスク評価等について幅広くかつ深い専門的素養が求められますので、単なる定員増よりも、必要な人材の育成確保を図ることが今後の課題であると考えております。

それから、食品安全委員会の専門性の確保に関するお尋ねですが、食品のリスク評価等について幅広くかつ深い専門的素養が求められますので、技術的課題のほか、費用負担の増加とか規制の強化の是非といった観点もありますので、各食品の生産、流通の実態を踏まえて総

幅広く、他方、既存の研究機関はリスク管理においても必要なものでありますので、行政の肥大化防止の観点からも、緊急時には国立研究機関に対し必要な調査を要請することができるよう規定するなど、その機能を活用する仕組みとしたものであります。

次に、リスク評価の対象の選定に当たって消費者の意見等が反映される仕組みを導入すべきとの御論がございましたが、食品安全委員会が実施するリスク評価の優先順位など、リスク評価に係る年間計画の検討に当たりましては、消費者、食品関連事業者等の意見に十分配慮することとしております。

次に、食品安全に関するモニターについてのお尋ねですが、食品安全委員会では、その行なうリスク評価やリスク管理機関による施策の監視に当たつて消費者などからの意見や情報の収集を行つたため、関係行政機関の既存のネットワークを活用するほか、独自のモニターを設置することとしております。また、このモニターについては、委員との意思疎通やそれぞれの知識の向上を図るために機会を設けることを検討しております。

それから、牛肉以外の食品についてのトレーサビリティー確保のための具体策をお尋ねになりました。

いわゆるトレーサビリティーシステムは食品の安全性の確保の観点からも有効な手法と考えておりますが、牛肉以外の食品にこれを導入することにつきましては、技術的課題のほか、費用負担の増加とか規制の強化の是非といった観点もありますので、各食品の生産、流通の実態を踏まえて総

合的に検討されることが必要であるというふうに考えます。

次に、輸入食品の安全措置についてのお尋ねですが、輸入食品の安全性確保のための措置は、事業者による自主検査や水際での検査、検疫といつた輸入時ないしそれ以降の措置が中心となると考えますが、これらだけでは十分な安全性の確保ができる場合には、外国政府等と協議を行つて、その合意を得て、現地調査など、生産・製造段階を含めて必要な措置を取ることはあり得るというふうに考えております。

最後に、私の政治姿勢について、私、決意があるかどうか、お尋ねがございました。

食品の安全性を確保して安心して毎日食事ができるようになります。これは政治の大好きな責務であるというふうに私は考えております。そして、この法案では、国民の健康が最優先である、こういいう理念を確立して、その理念の下でいわゆるリスク評価、リスク管理が行われていく、このまづ手法を確立すると、これがこの法案のねらいでございますが、その前提としてリスク評価を一元的に行う機関をつくっていく、私がその担当の閣僚を命ぜられているわけでございます。

私も決意を持って国民の食の安全のために全力を尽くすことをこの場でお約束をいたしたいと、こう思っております。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 松井議員にお答えを申し上げたいと存じます。

まず最初に、新型肺炎SARSについてのお尋ねがございました。

国内症例についてでございますが、四月の二十

官 報 (号 外)

二日現在までの報告の累計を見ますと、WHOの基準によります疑い例が四十例、可能性例が十六例というふうになっておりましたが、二例を残しましてほかの方はすべてシロというふうに判定をされたところでございます。二名の方も現在もう既に熱等も下がりまして回復に向かっておみえになりますので、多分シロではないかというふうに思っておりますが、経過観察をしているところでございます。海外の在留邦人につきましても、幸いにいたしまして現在のところそういう状況は報告をされておりません。

それから、一番大事なことは水際での予防でございまして、そういう意味で、航空機内における問診票の配付でございますとか、空港内におきますところの検疫体制を強化をしているところでございます。

私が一発生をいたしましたときの体制でございまが、全国で百の病院、五百十七ベッドの陰圧病室を整備したところでございまして、全国的に行き渡つてまいりたというふうに思つております。

SARS患者が発生しました場合には、具体的に、その搬送、患者さんを運ぶのをどうするか、あるいはまた病院内におきましてどういう措置を取るかといったようなことにつきましても具体的なことを都道府県に指示をしているところでございまし、また、都道府県においていろいろと検討をしていただいたのを我々の方に報告をしていただいているところでございます。

感染しました場合には、「一つの大事なことがございまして、一つは、病院内において感染をさせないこと。外国におきましては医師、看護師等に

大さく広がりを見せておりますので、そうしたことがありますので、多分シロではないかというふうに思っておりますが、経過観察をしているところでございます。海外の在留邦人につきましても、幸いにいたしまして現在のところそういう状況は報告をされておりません。

非常に今までから、一〇〇〇年から提携をしてまいりまして、感染についてのことを指導してまいりました病院におきましては一人の医師、看護婦もこの感染を起こしておりません。他の病院と際立つて良好な結果を得ておりますので、国内におきましてもそつしたことを広めていきたいというふうに思つて次第でございます。

今後の状況でございますが、時々刻々これ変化いたしますので、その情報につきましては速やかに発表をさせていただきたいというふうに思いました。しかし、医療機関等に対する情報提供も滞りなく行なつていています。

以上、SARSについてでございました。

もう一つは、リスク管理チームの体制についてのお尋ねがございました。

規格基準の設定など厚生労働省が行ないますリスク管理につきましては、産業振興を所管しない食品保健部で行なっています。今般の食品衛生法の抜本改革以降におきましても、引き続きまして、産業振興とは切り離した組織において、国民の健康の保護を図ることを最優先として適切なリスク管理を行なっているところです。

外國におきましても、ハノイの病院等は日本が非常に今までから、一〇〇〇年から提携をしてまいった病院におきましては一人の医師、看護婦もこの感染を起こしておりません。他の病院と際立つて良好な結果を得ておりますので、国内におきましてもそつしたことを広めていきたいというふうに思つて次第でございます。

今後もそつしたことを広めていきたいというふうに思つて次第でございます。

非常に今までから、一〇〇〇年から提携をしてまいった病院におきましては一人の医師、看護婦もこの感染を起こしておりません。他の病院と際立つて良好な結果を得ておりますので、国内におきましてもそつしたことを広めていきたいというふうに思つて次第でございます。

今後もそつしたことを広めていきたいというふうに思つて次第でございます。

大きく広がりを見せておりますので、そうしたことを防ぐ、いうことが一つ。それから、その発症されました方の周辺、足取りの中で接触をされた皆さん方にその感染をしないようにするという両面からの体制を今整えているところでござります。

答えをいたします。

私は三問いたしていると思います。

まず、農林水産省におけるリスク管理チームの独立性の確保のお尋ねであります。農林水産省ではこれまで産業振興とリスク管理とを明確に分離せず実施してきましたが、両者のチェック・アンド・バランスが十分に機能しなかつたとの批判を踏まえ、産業振興部門から分離、独立して、消費者行政やリスク管理業務を一体的に担う消費・安全局を設けることとしております。このような体制を整備することにより、消費者の健康保護等を重視するリスク管理部門と産業振興部門との相互の牽制や緊張関係を持たせるとともに、食品安全委員会等と連携してリスクコミュニケーションに積極的に取り組むことにより、農林水産省における食品安全施策の透明性を確保し、御懸念のよ

うなことがないよう、国民の健康保護を第一に考えた行政運営を進めてまいります。

最後に、食品安全と環境調和型農業についての

お尋ねであります。食品安全及び環境と調和した農業の推進は既に食料・農業・農村基本法において極めて重要な施策の展開方向として位置付けられております。すなわち、基本法において、食料の安定供給の確保、多面的機能の发挥、農業の持続的な発展、農村の振興の四つをその基本理念として位置付けております。

その具体的な規定として、第十六条において食料の安全性の確保が掲げられ、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずることが明記されており、また、第三十二条规定において、農業の持続的発展に係る基本的な施策として、農業の自然環境機能の維持増進を図ること、そのため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることが明記されているところであります。

政府全体の新たな食品安全行政の体制下においては、農林水産省に新たに設けられる消費・安全

局が厚生労働省と連携してリスク管理に必要な施策等を講ずることとしておりますが、省内の生

産・流通担当部門においても、消費者、生産者と

いう視点を忘れては生産、流通はあり得ないとい

う共通の認識に立つて行政に当たることが重要であります。

このため、私は、政府全体の新たな食品安全行政に的確に対応し、職員の意識改革を徹底する観

点から、食の安全・安心のための政策大綱をこれ

○國務大臣(亀井善之君) 松井議員の御質問にお

ざいます。(拍手)

〔國務大臣亀井善之君登壇、拍手〕

このため、私は、政府全体の新たな食品安全行政に的確に対応し、職員の意識改革を徹底する観点から、食の安全・安心のための政策大綱をこれ

○議長(倉田寛之君) 岩佐恵美君。

〔岩佐恵美君登壇、拍手〕

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、食品安全基本法案について質問いたします。

まず、食の安全に関する政府の基本姿勢について伺います。

近年、食品の安全を脅かす事件が相次いで起っています。一万四千人の集団食中毒事件を引き起こした雪印乳業事件、アメリカの未承認遺伝子組換えトウモロコシ・スター・リンクの食品への混入、ダイオキシン汚染豚肉や鶏肉、赤痢菌が付いた生ガキの輸入、中国産の農薬汚染野菜など、枚挙にいとまがありません。白豚を黒豚と言いくるめる、あるいは産地を偽るなど、消費者を欺く偽表示も後を絶ちません。加えて、日本じゅうがパニック状態になったBSE問題では、EUの警告を無視した農水省の姿勢に消費者の怒りが頂点に達しました。

このような深刻な食品事件の根底には、日本の食品・流通業界のモラルハザードがあります。そして、企業やアメリカの利益を優先する行政の姿勢こそが大問題です。この大本を改めない限り、どんな制度をつくっても消費者の不安をなくすることはできません。行政と企業との癒着の構造、アメリカ追随の姿勢を改め、国民の命と健康最優先に転換すべきです。食品安全委員会担当大臣の明確な答弁を求めます。

日本は食べ物の六割を外国からの輸入に頼っています。このような特殊な状況の下で、日本の食品安全の確保は二つの大きな問題を抱えています。

一つは、アメリカなど輸出国からの規制緩和の圧力と、外圧に弱い日本政府の対応です。

例えば、アレルギーのおそれがあるスター・リンクが市民団体の検査で家畜飼料から検出された際、農水省は、アメリカが日本に輸出してないと

言っているのだから日本に入っているはずがないと言つて取り合わず、検査もしませんでした。その後、食用からもスター・リンクが検出されて大問題となり、結局、農水省や厚生省が最終的にスター・リンクの輸入トウモロコシへの混入を認めたのは、アメリカ政府の回収命令より一ヶ月以上も

たったのことでした。行政が市民団体の指摘よりアメリカの意向を優先させた結果、安全への対応が後れた典型例です。

また、収穫後農薬の残留基準設定の際にも、消費者の大反対を押し切ってジャガイモの発芽抑止剤の基準を従来の国内基準の一千里に緩めたことに象徴されるように、輸出国に合わせて大幅に規制を緩和しました。

今回、政府は、残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の基準値を急ピッチでつくることとしています。本法律案では国際的動向への配慮をうたっていますが、今までのように出国の都合に合わされた規制緩和は絶対に許されません。日本人の食生活の実態を踏まえた、国民の安全最優先とすべきです。食品安全担当大臣、厚生労働大臣の明確な答弁を求めておきます。

もう一つは、大量な食品の輸入に検査体制が対応できていない問題です。

政府は、九五年に、水際検査からモニタリング検査に切り替えてしまいました。その結果、汚染が分かったときにはすべて賃袋を通過しているという恐るべき事態になっています。

しかも、国の検査官はわずか二百八十三人で、

監視員も、専任の職員は千六百二十五人しかいません。

せん。新たに食品安全委員会を設置しても、肝心な現場の安全チェックの体制がこのような状態では、食の安全の確保は困難です。食品安全検査の体制を国、地方ともに抜本的に強化することが急務ではありませんか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

次に、本法案に基づく具体的な措置について質問いたします。

本法案は、食品安全委員会を設置し、食品安全基準や農薬の使用基準などの食品健康影響評価を行うこととしています。法案では、その時点の科学的知見に基づいてリスク評価を行うとしていますが、国民の健康にかかる問題は、疑わしさは規制するという予防原則に沿った対応をすべきです。ところが、政府はこれまで予防原則の考え方を取つてきませんでした。

例えば、九五年の食品衛生法改正で、天然添加物四百八十九品目を安全検査もせずに一挙に認可してしまいました。そして、そのうち問題がありそうな百三十九品目の毒性評価を後追い的に五年間で実施するとしました。ところが、その後七年間でたったの十四品目しか評価していません。恐るべき怠慢です。

しかも、最近、コウジ菌がつくるコウジ酸の有害性が明らかになり、添加物リストから外すとのことです。天然だから安全とは限らないのです。問題がありそうな添加物は、予防原則に沿って安全性が確認されるまで使用を中止し、安全性が確かめられたものから認可すべきではありません。か。今後の対応を厚生労働大臣に伺います。

食品の安全性に関するリスク評価に予防原則の立場を取ることを求めます。また、子供に配慮し

たりスク評価が必要と考えますが、食品安全担当大臣の答弁を求めます。

食品の安全を確保するためには監視や規制を行うリスク管理が肝心です。ところが、本法案では、これまでどおり産業の育成を図る各省がそれ

ぞれリスク管理を行つことになります。しかも、食品安全委員会は、関係行政機関に資料の提供を求めたり調査を委託できるだけで、食品安全関連企業に対する調査権もありません。

スター・リンクの混入や野菜の残留農薬汚染を摘発し、行政に是正措置を取らせたのは、消費者、市民団体でした。その経験からも、食品安全委員会任せではなく、消費者が直接参加して、食品安全行政を国民の立場から監視できるようになります。

そのため国民の提言が尊重される仕組みをつくる必要があります。食品安全担当大臣の答弁を求めます。

食品の安全の確保のためには情報の公開が不可欠です。スター・リンク事件では、遺伝子組換え作物に関する知的所有権が検査の大きな障害となりました。また、リスク評価を密室で行い、その結果を公表するだけでは、消費者が意見を表明しようがありません。食品安全委員会のリスク評価にかかる情報はすべて公開し、消費者の意見を反映できる仕組みにすべきです。食品安全担当大臣の答弁を求めます。

今、消費者の安全な食品の選択を保障する表示制度の確立が強く求められています。国民生活センターの消費者アンケートでは、賞味期限などの日付表示、原産国・原産地表示、農薬や抗生物質、添加物表示が分かりにくい等、九割の人が現在の表示制度に不満を表明しています。食品表示

の統一が必要と国会で答弁しながら、いまだに農水省、厚労省のばらばらな表示が統一されていません。この問題も含めて、消費者の権利としての表示制度の確立を求める。厚生労働大臣の答弁を求める。

また、BSE問題では、汚染原因を特定するためのトレーサビリティの確保が大きな課題となりました。消費者の権利としての表示、トレーサビリティの確保についてどう具体化していくのか、農林水産大臣の答弁を求める。

安全な食べ物は日本の大地からです。食物自給率がわずか四割というのは先進国の中でも日本だけ、正に異常事態です。イギリスは四二%にまで下がった自給率を現在の七四%にまで引き上げました。日本は同じ時期に七八%だった自給率が四〇%にまで下がっています。農林水産大臣の責任に全力を擧げるべきです。農林水産大臣の責任ある答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)

○國務大臣(谷垣禎一君) 岩佐議員にお答えいたします。

まず、国民の命と健康を最優先に転換すべきだとのお尋ねですが、この法案では、昨今の食品安全にかかる問題への反省も踏まえまして、基本理念として国民の健康保護が最も重要な基本的認識を打ち出しますとともに、この基本理念にのつとつて施策を策定、実施すべきことを国と地方公共団体の責務として定めておりまして、これらによって国民の健康保護を最優先とする新たな食品安全行政を進めてまいりたいと考えております。

次に、その各種の基準について、食生活の実態を踏まえて国民の安全を最優先とすべきとの御議論ですが、この法案では、基準の設定等に当たって国民の食生活その他の事情を考慮すべき旨を定めておりまして、その際、国民の健康保護が最も重要であるという基本的認識に立つとともに、科学的知見に基づいてこれが行われることとなるわけあります。

さらに、リスク評価における予防原則と子供への配慮という御議論をなさいました。

この法案では、健康への悪影響の防止、抑制などを考慮して施策を策定すべきこと、それから緊急の場合は食品健康影響評価を行うことなく必要な施策を策定できると、これを決めておりまして、予防原則という言葉は用いておりませんけれども、悪影響の未然防止という考え方方はこの法案の中に適切に位置付けられていると考えております。

それから、現在でも、例えば一日摂取許容量は十分な安全率を見込んで設定しておりますので、食品健康影響評価におきましても、子供等に関する安全性も含めて評価が行われると考えております。

それから、食品安全行政への消費者の参加についてのお尋ねですが、この委員会には、リスク評価の結果に基づいて講じられる施策の実施状況を監視する機能も有しているわけであります。それに加えて、この法案では、消費者の役割や関係者は、これを迅速かつ円滑に実施をいたしました。食品安全行政を進めてまいりたいと考えております。

次に、その各種の基準について、食生活の実態を踏まえて国民の安全を最優先とすべきとの御議論ですが、この法案では、基準の設定等に当たって国民の食生活その他の事情を考慮すべき旨を定めています。

さらに、リスク評価における予防原則と子供への配慮という御議論をなさいました。

この法案では、健康への悪影響の防止、抑制などを考慮して施策を策定すべきこと、それから緊急の場合は食品健康影響評価を行うことなく必要な施策を策定できると、これを決めておりまして、予防原則という言葉は用いておりませんけれども、悪影響の未然防止という考え方方はこの法案の中に適切に位置付けられていると考えております。

それから、現在でも、例えば一日摂取許容量は十分な安全率を見込んで設定しておりますので、食品健康影響評価におきましても、子供等に関する安全性も含めて評価が行われると考えております。

それから、食品安全行政への消費者の参加についてのお尋ねですが、この委員会には、リスク評価の結果に基づいて講じられる施策の実施状況を監視する機能も有しているわけであります。それに加えて、この法案では、消費者の役割や関係者は、これを迅速かつ円滑に実施をいたしました。食品安全行政を進めてまいりたいと考えております。

今後、委員会独自のモニター制度等、種々の方法を工夫するとともに、消費者からの意見等を食品安全行政に適切に反映させていきたいと考えております。

最後に、リスク評価に関する情報の公開と消費者の意見の反映ということでお尋ねがあります。

食品安全委員会では、リスクコミュニケーションを重視し、審議会等の運営に関する指針に基づいて、原則として議事内容を公開するほか、個別のリスク評価の内容を分かりやすく説明するなど、食品安全に関する情報提供に努めてまいります。また、委員会では、消費者、食品安全事業者等からの意見に十分留意してリスク評価の年間計画等を検討することとしております。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(坂口力君) 岩佐議員にお答えを申し上げたいと存じます。

四問ちょうどいをいたしました。

食品安全に関する各種基準についてのまづお尋ねがございました。

食品安全法に基づきます各種基準につきましては、農薬等の摂取量が生涯にわたって安全な範囲に収まりますよう、科学的見地から、国民の食生活の実態を踏まえまして基準を設定することを原則といたしております。

今回の食品安全法の改正に盛り込まれましたいわゆるポジティブリスト制の実施に当たりましては、これを迅速かつ円滑に実施をいたしましたが、国際基準等を参考にして暫定的な一度基準を

決めさせていただい、そして安全性データを収集をして、国民の食生活の実態を踏まえて必要に応じて見直していく、そういう手順を踏みたいとふうに思っております。

食品安全検査の体制強化についてのお尋ねがございました。

国の検査体制につきましては、検疫所の食品安全監視員を本年度十五名増員いたしますとともに、各都道府県におきましてもその実態を踏まえて検査・監視体制の整備を進めているところでございます。決してこれで十分と思っているわけではありませんで、民間の協力も得まして積極的に進めていきたいと考えているところでございま

す。

それから、平成七年の食品安全法の改正によりまして、指

定制度の対象を天然添加物に拡大をいたしましたが、当時使用されておりましたものにつきましては引き続き流通を認めたところでございます。今回の食品安全法の改正におきましては、人の健康を損なうおそれのあることが判明したものにつきましては使用を禁止する規定を設けたところでございます。

天然添加物につきましては、平成八年以降、毒性試験を行います等、逐次この安全性の見直しを実施しておりますが、今回の改正と併せて、今年度予算において天然添加物の安全性の見直し

作業を加速することといたしております。四百八十九品目ございましたが、残り百二十五品目でござりますので、この残り百二十五、積極的に努力をしたいと思っております。

それから、消費者の知る権利についてのお尋ねがございました。

食品にどのような原材料が使用されているのかなど、必要な情報を消費者にお伝えすることは大変大事なことだというふうに認識をいたしております。

現在、農林水産省との共同の会議におきまして適切な表示の在り方について検討を進めているところでございます。あわせて、アレルギーの任意表示のように、事業者の協力も得ながら、適切な食品表示を推進してまいりたいと考えているところでございます。(拍手)

○國務大臣(龜井善之君) 岩佐議員にお答えをいたしました。

二問いただいております。

まず、表示制度の確立とトレーサビリティーの確保についてのお尋ねであります。

食品に関する情報 正確に伝達するため、農林水産省としても消費者にとって分かりやすい表示制度を適切に運用する等の役割を担っております。このため、厚生労働省と連携して、食品の表示に関する共同会議を設置し、食品の表示基準全般についての調査審議をお願いするなどの取組を進めており、今後とも消費者にとって一層分かりやすい表示となるよう努力してまいります。

また、トレーサビリティーシステムについては、食品がいつ、どこで、どのように生産、流通

されたかについて、消費者がいつでも把握できる仕組みであり、生産者と消費者の信頼関係の醸成に重要な役割を果たすものであります。

このため、牛肉については、今国会に法案を提出し、生産から流通、消費の各段階で個体識別番号等により個体情報が正確に伝達されるための制度を構築したいと考えております。また、牛肉以外の食品については、各食品の特性を踏まえたシステムの開発と導入を支援してまいります。

次に、食料自給率についてのお尋ねであります

が、我が国は、多くの人口を抱える一方で農地が狭く平たんでないという不利な国土条件にあるため、英國などの国々とは単純に比較できませんが、現在の食料自給率は供給熱量ベースで四〇%

と、主要先進国中最低い水準であります。

こうした状況に対し国民の多くが不安を抱いていることを踏まえ、政府は、平成十二年三月に食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、基本的に食料として国民に供給される熱量の五割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当である

が、平成二十一年度までの計画期間内に消費及び生産における課題が解決された場合に実現可能な水準として食料自給率目標四五%を設定したところであります。

この目標の達成に向け、消費者、生産者、食品産業の事業者等の関係者と一体になって、消費、生産両面からの取組を推進して全力を尽くしたいと考えております。(拍手)

○議長(倉田宗康君) 島袋宗康君。

[島袋宗康君登壇、拍手]

○島袋宗康君 ただいま議題になりました食品安全法案

全基本法案につきまして、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表して、関係大臣に質問をいたします。

今回、政府から提案されました基本法案は、一昨年のBSE問題や食品の偽装表示問題等に由来する食の安全に対する国民の不信感を払拭し、国民の健康の保護を確保しようとするもので、その方向性については一定の評価をするものであります。

しかし、この法案によって本当に食の安全は確保されるのか、設置される食品安全委員会は国民の健康を守るためにふさわしいものなのか、疑問な点も少なからずあるということを冒頭申し上げて質問に移ります。

まず、本法案は、基本原則として、第五条で国民の健康への悪影響の未然防止を掲げております。ただ、食品の安全性の確保は国際的動向に十分配慮しつつ講じられることとなつておなり、見方によつては、外圧で国民がリスクのある食品を摂取せられかねないと受け取れます。

第五条で言うところの国際的動向とは一体何でしょうか。日本における食品安全についての一連の基準を非関税障壁とらえ、それを撤廃させようとする農産物輸出国の意向が国際的動向であるのであれば、国民の健康への悪影響の未然防止など不可能であります。第五条に書かれている国際的動向の意味内容を明確にするとともに、食料輸入においてはいかなる外圧にも毅然と対応をし、食品の安全を確保するとの強い決意を谷垣国務大臣が表明されることを求めます。

次に、消費者の役割についてお伺いいたしました。

消費者、国民が意見表明という形で能動的に行政に参加していくことは食品安全以外の分野での消費者保護法制においても必要ではないかと考えますが、消費者保護基本法を始めとする消費者保護法制において、消費者に意見表明を広く求めるよう法改正をしていく考えはないのか、竹中経済財政担当大臣にお伺いいたします。

消費者に食品安全の確保に積極的な役割を果たすことを求めていくためには、消費者が食品安全について十分な知識を持つていることが前提となります。そのためには、国民に対して食の安全についての情報が広く提供されなければなりませんし、BSE騒動のときのような行政側の情報隠しは言語道断ということになります。食の安全一般についての情報提供の在り方をどうするのか、谷垣国務大臣の見解をお伺いいたします。

また、消費者の健全な育成という点では、学校教育における食品安全についての体系的な教育が極めて重要なものと考えます。

食品の安全性の確保に関する教育、学習等については第十九条で規定していますが、現在、小中学校では、食については栄養や衛生面での教育く

官 報 (号 外)
作業を加速することといたしております。四百八十九品目ございましたが、残り百二十五品目でござりますので、この残り百二十五、積極的に努力をしたいと思っております。 <p>それから、消費者の知る権利についてのお尋ねがございました。</p> <p>食品にどのような原材料が使用されているのかなど、必要な情報を消費者にお伝えすることは大変大事なことだというふうに認識をいたしております。</p> <p>現在、農林水産省との共同の会議におきまして適切な表示の在り方について検討を進めているところでございます。あわせて、アレルギーの任意表示のように、事業者の協力も得ながら、適切な食品表示を推進してまいりたいと考えているところでございます。(拍手)</p> <p>○國務大臣(龜井善之君) 岩佐議員にお答えをいたしました。</p> <p>二問いただいております。</p> <p>まず、表示制度の確立とトレーサビリティーの確保についてのお尋ねであります。</p> <p>食品に関する情報 正確に伝達するため、農林水産省としても消費者にとって分かりやすい表示制度を適切に運用する等の役割を担っておりま</p>
されたかについて、消費者がいつでも把握できる仕組みであり、生産者と消費者の信頼関係の醸成に重要な役割を果たすものであります。 <p>このため、牛肉については、今国会に法案を提出し、生産から流通、消費の各段階で個体識別番号等により個体情報が正確に伝達されるための制度を構築したいと考えております。また、牛肉以外の食品については、各食品の特性を踏まえたシステムの開発と導入を支援してまいります。</p> <p>次に、食料自給率についてのお尋ねであります</p> <p>が、我が国は、多くの人口を抱える一方で農地が狭く平たんでないという不利な国土条件にあるため、英國などの国々とは単純に比較できませんが、現在の食料自給率は供給熱量ベースで四〇%</p>
と、主要先進国中最低い水準であります。 <p>こうした状況に対し国民の多くが不安を抱いていることを踏まえ、政府は、平成十二年三月に食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、基本的に食料として国民に供給される熱量の五割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当である</p>
が、平成二十一年度までの計画期間内に消費及び生産における課題が解決された場合に実現可能な水準として食料自給率目標四五%を設定したところであります。 <p>この目標の達成に向け、消費者、生産者、食品産業の事業者等の関係者と一体になって、消費、生産両面からの取組を推進して全力を尽くしたいと考えております。(拍手)</p>
○議長(倉田宗康君) 島袋宗康君。
[島袋宗康君登壇、拍手]
○島袋宗康君 ただいま議題になりました食品安全法案
全基本法案につきまして、国会改革連絡会(自由党・無所属の会)を代表して、関係大臣に質問をいたします。
今回、政府から提案されました基本法案は、一昨年のBSE問題や食品の偽装表示問題等に由来する食の安全に対する国民の不信感を払拭し、国民の健康の保護を確保しようとするもので、その方向性については一定の評価をするものであります。
しかし、この法案によって本当に食の安全は確保されるのか、設置される食品安全委員会は国民の健康を守るためにふさわしいものなのか、疑問な点も少なからずあるということを冒頭申し上げて質問に移ります。
まず、本法案は、基本原則として、第五条で国民の健康への悪影響の未然防止を掲げております。ただ、食品の安全性の確保は国際的動向に十分配慮しつつ講じられることとなつておなり、見方によつては、外圧で国民がリスクのある食品を摂取せられかねないと受け取れます。
第五条で言うところの国際的動向とは一体何でしょうか。日本における食品安全についての一連の基準を非関税障壁とらえ、それを撤廃せようとする農産物輸出国の意向が国際的動向であるのであれば、国民の健康への悪影響の未然防止など不可能であります。第五条に書かれている国際的動向の意味内容を明確にするとともに、食料輸入においてはいかなる外圧にも毅然と対応をし、食品の安全を確保するとの強い決意を谷垣国務大臣が表明することを求めます。
次に、消費者の役割についてお伺いいたしました。
消費者、国民が意見表明という形で能動的に行政に参加していくことは食品安全以外の分野での消費者保護法制においても必要ではないかと考えますが、消費者保護基本法を始めとする消費者保護法制において、消費者に意見表明を広く求めるよう法改正をしていく考えはないのか、竹中経済財政担当大臣のお伺いいたします。
また、消費者の健全な育成という点では、学校教育における食品安全についての体系的な教育が極めて重要なものと考えます。
食品の安全性の確保に関する教育、学習等については第十九条で規定していますが、現在、小中学校では、食については栄養や衛生面での教育く

らいしかなされていないようあります。この法律の成立後、第十九条を受けて、教科書や学習指導要領における食の安全についての記載や位置付けをどのように改革して、どのように食の安全教育を行う予定ですか、遠山文部科学大臣にお伺いいたしました。

次に、リスクコミュニケーションについてお伺いいたしました。

本法案では、食品安全分野へのリスク分析手法を導入するため、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの三つの要素を規定しております。リスクコミュニケーションに関しては、食品安全委員会についてこの法律で規定があり、厚生労働省関係については食品安全衛生法の一部改正により新たに規定が新設されますが、農林水産省関係の法令においてはリスクコミュニケーション実施に関する規定の整備は見当たりません。

農林水産省は、今後、どのようにリスクコミュニケーションを行っていくのでしょうか。また、リスクコミュニケーションの実施を農林水産省設置法等できちんと規定する必要性はないのかどうか、鶴井農林水産大臣にお伺いいたしました。

食品安全委員会の設置についてお伺いいたしました。

食品安全の確保のために行政機構を改編した例はBSE問題発生後のヨーロッパで広く見られますが、その方式として食品安全を専門とする庁を創設した事例が多く見られます。

日本ではなくて府を設置せず、いわゆる八条委員会の設置にとどめるという形式にしたのでしょうか。この点について、政府側答弁はBSE問題に

関する調査検討委員会報告の提言を理由としていますが、検討委員会は農林水産大臣と厚生労働大臣の私的諮問機関にすぎず、その報告だけを理由とする答弁には納得し難いものがあります。

政府としてどのように検討して、府ではなく委員会設置の形式を採用したのか、谷垣国務大臣に明確な御答弁を求めます。

食品安全委員会の委員の人選についてお伺いいたします。

委員会は七人の委員で構成され、委員については両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する重い手続となっており、この点については評価いたします。

しかし、手続以上に重要なのは、どのような人物を委員に任命するかであります。伝えられていますように、委員に消費者代表的な人物は任命されないとすれば、食品の安全の確保のために必要な措置が国民の意見の反映に十分配慮して講じられるべきだとする案第五条の基本理念からも乖離すると言わざるを得ません。

消費者代表からも委員を任命すべきと考えますが、委員の任命権者たる小泉総理に代えて、谷垣国務大臣の見解を求めます。

次に、食品安全委員会と国民とのリスクコミュニケーションについてお伺いいたします。

委員会は、リスク評価のために情報を収集するとともに、適切に情報を発信して国民の食品に対する不安を除去し、安心感を高めていく役割が常求められております。

委員会は、リスクコミュニケーションの当事者として、どのように国民一般からの疑問や要望を受け止めていき、国民に対してもどのような形で食

の安全についての情報を発信していくのでしょうか。委員会と国民とのリスクコミュニケーションの具体的な在り方について谷垣国務大臣に御答弁を求めます。

最後に、委員会を支える体制についてお伺いいたします。

委員会の下に置かれる専門調査会の専門委員は延べ三百人程度と想定されておりますが、いずれも非常勤とされています。また、設置される事務局も局長以下わずかに五十四人で、巨大官庁である農水省や厚労省に比べて極めて貧弱です。しかも、リスク管理機関たる両省は、健康・栄養研究所、農林水産消費技術センターといった傘下の独立行政法人を持つてゐるのに對し、食品安全委員会にはこうした目前の研究機関がありません。

このように補佐・支援体制が不均衡であるのに、本当にリスク評価とリスク管理の分離が貫徹できるのでしょうか、甚だ疑問です。

行政改革が叫ばれる中、新しく大きな組織をつくることは抵抗があることは承知しております。国民の健康という掛け替えのないものを守るためにの組織はそれなりの規模が必要ではないでしょうか。

食品安全委員会については、小さく産んで大きく育っていくという考え方とも想像いたしますが、今後、どのように食品安全委員会の補佐体制を拡充強化し、リスク評価機関としてリスク管理機関に伍していくだけの存在にしていくつもりなのか、谷垣国務大臣に見通しと御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終ります。

ありがとうございます。(拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 島袋議員の御質問にお答えいたします。

まず、法案の第五条の国際的動向及び食品輸入における安全性の確保についてのお尋ねですが、P.S協定とかの国際ルールや国際機関における議論の動向などを想定しております。輸入食品の安全性の確保が外圧によってゆがめられるんじゃないか。委員会と国民とのリスクコミュニケーションにおける安全性の確保についてのお尋ねですが、食品安全の安全性の確保に関する国際的動向とは、S

P.S協定とかの国際ルールや国際機関における議論の動向などを想定しております。輸入食品の安全性の確保が外圧によってゆがめられるんじゃないか。委員会と国民とのリスクコミュニケーションにおける安全性の確保についてのお尋ねですが、食品安全の安全性の確保に関する国際的動向とは、S

P.S協定とかの国際ルールや国際機関における議論の動向などを想定しております。輸入食品の安全性の確保が外圧によってゆがめられるんじゃないか。委員会と国民とのリスクコミュニケーションにおける安全性の確保についてのお尋ねですが、食品安全の安全性の確保に関する国際的動向とは、S

続いて、消費者代表からも食品安全委員会の委員に任命すべきであるとのお尋ねがありました。

消費者の意見の反映については十分配慮すべきことは当然でありますけれども、食品安全委員会が行う食品健康影響評価は科学的、専門的な知見に基づいて客観的かつ中立公正になされるべきものでございますので、いわゆる利害調整ではありません。消費者代表や関連事業者の代表等が委員となることは慎重に検討する必要があると考えております。

それから、リスクコミュニケーションの具体的な在り方に関するお尋ねですが、リスク評価の優先順位や個別のリスク評価の内容などにつきまして、ホームページの活用等により分かりやすく説明し、国民からの意見を聴取するほか、リスク管

## 官 報 (号) 外)

理機関も含め、幅広い関係者が参加した意見交換会を開催することなどを考えておりますが、外国の事例や有識者の意見も踏まえまして、その効果的な在り方については検討を深めてまいりたいと思っております。

最後に、食品安全委員会の支援体制についてのお尋ねですが、委員会では必要なデータは関係行政機関から入手するとともに、自ら必要な委託調査研究も行い、また案件に応じ学識ある専門委員を動員することにしております。これらと、職員五十四名、技術参与二十五名で構成する予定の事務局によって、リスク評価やリスクコミュニケーションの展開など十分な活動を行ひ得るものと考えております。

なお、今後の体制につきましては、委員会が活動実績を重ねる中で検討されるべきものと考えておりますが、いずれにせよ、この食品安全委員会が食の安全を確立するという所期の目的を達成で

きるよう、私も全力を尽くしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 島袋議員から一問、御質問いただきました。消費者保護法制において消

費者に意見表明を広く求めるような法改正を考えていませんのかというお尋ねでございます。

消費者が積極的に意見表明を行って、その意見が反映された消費者政策を推進する、これはもう当然必要なことであります。このため、現に消費者保護基本法におきまして消費者の意見を施策に反映させていくべき旨を規定をしております。

また、今、国民生活審議会におきまして、二十世紀にふさわしい消費者政策の在り方、これを御審議をいたしておりますが、その中間的な報告の中でも、消費者は積極的に行政へ働き掛けることにより消費者利益を確保していくことが重要であるというような基本的な考え方方が示されているところでございます。

私の認識としては、政策の方向としては、既に、消費者の意見を取り入れよう、消費者にそうした積極的な役割を果たしていただこうという方

に向かっているというふうに認識をしておりま

すので、いざれにしましても、引き続き消費者の意見を十分反映した施策が講じられますように、同審議会の審議を踏まえまして消費者政策を推進してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣亀井善之君登壇、拍手〕

○国務大臣(亀井善之君) 島袋議員の御質問にお答えをいたします。

リスクコミュニケーションの実施を農林水産省設置法等に位置付ける必要があるのではないかとのお尋ねであります。

農林水産省設置法においては、既に農林水産省の所掌事務として一般消費者の利益の保護に関することなどが規定されておりますが、さらに、今

国会に提出しております農林水産省設置法の一部を改正する法律案において、農林水産物の食品安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する新たに盛り込んでいる

ところであり、これらの規定に基づきリスクコミュニケーションを実施することとしております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣遠山敦子君登壇、拍手〕

○国務大臣(遠山敦子君) 島袋議員の御質問にお答えいたします。

学校教育における食の安全教育についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、食の安全性が食品安全を確立するという所期の目的を達成で

につきまして学校教育で正確に理解させ必要な知識を与えることは、子供たちの現在と未来の健康のために大切な課題だと考えております。

このために、学習指導要領におきまして、例えば中学校技術・家庭科の家庭分野では、食品の品質を見分け、用途に応じて適切に選択することができるよう指導することとしております。また、高等学校家庭科では、食生活の安全と衛生について理解をさせ、健康や安全に配慮した食生活の管理ができるよう指導することとしたしております。

以上であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

以上であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 日程第一 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員

長柳田稔君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案は、酒類小売業に係る免許に関する規制緩和の進展等に伴う

酒類業をめぐる環境の変化を踏まえて、酒類販売業等の免許の要件を追加するとともに、酒類小売

業者は酒類販売管理者を選任しなければならないこととする等、所要の措置を講じようとするものであります。





官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日

参議院会議録第十九号 議長の報告事項

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

日本郵政公社法の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

乳幼児医療費の支給に関する法律案(井上美代君外一名発議)

本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出霞ヶ浦導水事業に関する質問に対する答弁書(第十七号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員福島瑞穂君提出港湾岸壁施設用地裏埋工事資材に関する質問(第二一号)(答弁することができる期限 五月二十八日)

同日の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

同日内閣から、森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく平成十四年度森林及び林業の動向に関する年次報告及び同法第十条第二項の規定に基づく平成十五年度において講じようとする森林及

び林業施策についての文書を受領した。  
去る十九日議長は、三月一日逝去された元議員藤田進君に対し次の弔詞をささげた。

参議院は、わが國民主政治發展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功勞を表彰せらる。

さきに内閣委員長建設委員長等の重任にあたられました元議員正三位勲一等藤田進君の長逝に対し、つづしんで哀悼の意を表し

うやうやしく弔詞をささげます。

一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

田進君に対する弔詞をささげた。参議院は、わが國民主政治發展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功勞を表彰せらる。特に院議をもって永年の功勞を表彰せられた議定書の締結について承認を求めるの

件(閣第三号)外交防衛委員会に付託

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

農林水産委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

結核診断に関する質問主意書(神本美恵子君提出)(第二三号)

水源涵養保安林に関する質問主意書(平野貞夫君提出)(第二三号)

公益法人の指導監督責任に関する質問主意書(平野貞夫君提出)(第二四号)

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

木俣 佳丈君

高橋 千秋君

内藤 正光君

辻 泰弘君

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの

件(閣第三号)外交防衛委員会に付託

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

農林水産委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

結核診断に関する質問主意書(神本美恵子君提出)(第二三号)

水源涵養保安林に関する質問主意書(平野貞夫君提出)(第二三号)

公益法人の指導監督責任に関する質問主意書(平野貞夫君提出)(第二四号)

昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辻 泰弘君

大江 康弘君

辻 泰弘君

農林水産委員会に付託

松山 政司君

山東 昭子君

山根 隆治君

松山 政司君

椎名 一保君

愛知 治郎君

山東 昭子君

大脇 雅子君

辻 泰弘君

大江 康弘君

辻 泰弘君

農林水産委員会に付託

松山 政司君

山東 昭子君

山根 隆治君

松山 政司君

椎名 一保君

愛知 治郎君

山東 昭子君

大脇 雅子君

辻 泰弘君

大江 康弘君

辻 泰弘君

農林水産委員会に付託

松山 政司君

山東 昭子君

山根 隆治君

松山 政司君

椎名 一保君

愛知 治郎君

山東 昭子君

大脇 雅子君

辻 泰弘君

大江 康弘君

辻 泰弘君

農林水産委員会に付託

松山 政司君

山東 昭子君

山根 隆治君

松山 政司君

椎名 一保君

愛知 治郎君

山東 昭子君

大脇 雅子君

辻 泰弘君

大江 康弘君

辻 泰弘君

農林水産委員会に付託

松山 政司君

山東 昭子君

山根 隆治君

松山 政司君

椎名 一保君

愛知 治郎君

山東 昭子君

大脇 雅子君

辻 泰弘君

大江 康弘君

辻 泰弘君



第八十六条の八中「規定による命令をしよう」を「規定により重要基準を定めよう」に改め、第四章中同条の次に次の二条を加える。

(酒類販売管理者)

第八十六条の九 酒類小売業者(酒類製造業者又は酒類卸業者であつて酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を含む。以下この条において同じ。)は、販売場ごとに、財務省令で定めるところにより、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わせなければならない。

2 酒類小売業者は、酒類販売管理者に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を酒類販売管理者に選任することができない。

一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合

二 酒税法第十一条第一号、第二号又は第七号から第八号までに規定する者に該当する場合

3 酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う第一項の助言を尊重しなければならず、当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者は、酒類販売管理者が行う同項の指導に従わなければならぬ。

4 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任し、又は解任したときは、財務省令で定める

ところにより、一週間以内に、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

たときは、三月以内に、財務省令で定めると

ころにより、当該酒類販売管理者に、酒類の販売業務に関する法令に係る研修(小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わせなければならない。

6 財務大臣は、酒類販売管理者が第二項各号のいずれかに該当すると認めたとき、又はその者がその職務に関し酒類の販売業務に関する法令の規定に違反した場合においてその情状により酒類販売管理者として不適当であると認めたときは、酒類小売業者に対し、当該酒類販売管理者の解任を勧告することができる。

第九十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第八十六条の九第一項の規定に違反して酒類販売管理者を選任しなかつた者

第一百一条中「一に」を「いずれかに」に改め、「酒類製造業者」の下に「若しくは酒類販売業者」を加え、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第十二号中「又は」を「第八十六条の九第四項又は」に改め、同条第十七号中「引渡し」を「引渡し」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年九月一日から施行する。

(免許の要件に係る経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許の申請をした者の当該申請に係る免許の要件については、なお従前の例による。

(免許の取消しに係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧酒税法第七条第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許を受けている者の当該申請に係る免許の要件については、なお従前の例による。

(第三条の施行による改正後の酒税法)

第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許を受けている者又はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)第七条第一項、第八条若しくは第九条第一項の免許を受けた者に対する新酒税法第十二条、第十三条又は第十四条の規定による免許の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(酒類販売管理者の選任に係る経過措置)

第四条 この法律の施行際に旧酒税法第七条第一項又は第九条第一項の免許を受けている酒類小売業者(第二条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「新組合法」という。)第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者をいう。次条において同じ。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一月以内に、酒類販売管理者を選任しなければならない。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(審査報告書)

第八条 全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成十五年四月二十一日

参議院議長 倉田 寛之殿

財政金融委員長 柳田 稔

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維

持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、規制緩和の円滑な推進に資するため、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業者免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用  
本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 緊急調整地域の指定要件については、当該地域における酒類の小売販売数量や小売販売場数の推移等の需給動向及び酒類小売業に係る経営状況等を適正に反映するものとなるよう十分に配意するとともに、透明性・公平性が確保されるよう適切な運営を図ること。

一 酒類小売販売業者の経営の改善については、酒類小売販売業者において自主的な経営の改善のための取組みが円滑に行われるよう、積極的な助言・啓発に努めること。

また、経営の改善のための計画の実施及び転廃業の円滑化に關し、酒類小売業者の自主的な取組みを促進していくため、適切な支援のための措置をとること。

右決議する。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成十五年四月三日

衆議院議長 締實 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 緊急調整地域における酒類小売業者免許の付与の制限等(第三条・第七条)

第三章 公正取引委員会への措置請求等(第八条・第九条)

第四章 罰則(第十条)

第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、酒類小売業者免許に係る規制緩和の進展に伴い、多数の酒類小売業者の経営の維持が困難となる等の急激な社会経済状況の変化が生じている現状にかんがみ、緊急の措置として、緊急調整地域における酒類小売業者免許の付与を制限するとともに、酒類小売業者の経営の改善等による酒類の小売販売場の過半数として酒類販売業者(同法第九条第一項の規定により酒類の販売業者免許を受けた者)をいう。以下同じ。又は酒類製造業者(同法第七条第一項の規定により酒類の製造免許を受けて酒類の製造業とする者及び同法第二十八条第六項の規定により酒類製造者とみなされた者)でその酒類に自己の商標を表示して販売することを業とする者をいう。以下同じ。)に対する販売に限る旨の条件を付されたもの以外のものをいう。

この法律において「酒類小売業者」とは、酒類小売業免許を受けた者をいう。

この法律において「酒類小売販売場」とは、酒類小売業者が酒類小売業免許を受けて酒類の販売業を営む場所をいう。

#### (緊急調整地域の指定)

第三条 税務署長は、次に掲げる要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができる。

一 当該地域において酒類の需要に対してもその供給能力が著しく過剰であり、当該地域に存する酒類小売販売場(酒類小売業免許について酒税法第九条第二項の規定により期限が付されている酒類小売販売場その他の政令で定められた酒類小売販売場を除く。以下この項において同じ。)のうち酒類の販売数量の減少が著しいこと等により酒類の販売業の継続が困難な酒類小売販売場が占める割合が著しく高い場合として政令で定める要件に該当する)。

3 第二項の規定による緊急調整地域の指定の有效期間は、一年とする。

4 税務署長は、第一項の規定により緊急調整地域を指定する場合には、関係市町村長(特別区の区長を含む。)の意見を聴かなければならない。

5 税務署長は、第一項の規定により緊急調整地域を指定する場合には、その旨及びその区域を公告しなければならない。

#### (酒類小売業免許の付与の制限等)

第四条 税務署長は、緊急調整地域においては、酒類小売業免許の付与及び酒税法第十六条第一項の規定による他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可を行ってはならない。ただし、同法第十一條の規定により販売方法として通信販売に限る旨の条件を付して酒類小売業免許を付

く。)のうち同法第十一條の規定により販売方法として酒類販売業者(同法第九条第一項の規定により酒類の販売業者免許を受けた者)をいう。以下同じ。)に対する販売に限る旨の条件を付されたもの以外のものをいう。

二 当該地域に存する酒類小売販売場の過半数について、財務省令で定めるところにより、

次に掲げる事項について定められた経営の改善のための計画が酒類小売業者から税務署長に提出されていること。

イ 経営の改善の目標  
ロ 仕入れ又は配達の共同化、経営形態の転換、経営管理の合理化、設備の近代化その他経営の改善のために実施する措置の内容

与する場合その他の政令で定める場合について  
は、この限りでない。

## (緊急調整地域の指定の解除)

- 第五条 税務署長は、緊急調整地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。  
2 第三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により緊急調整地域の指定を解除する場合について準用する。

## (報告の徴収等)

- 第六条 税務署長は、第三条の規定により緊急調整地域を指定し、又は前条の規定によりその指定を解除する場合において必要があると認めるときは、その必要な限度において、酒類小売業者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。  
(酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置)

- 第七条 国は、酒類小売業者による第三条第一項第二号の経営の改善のための計画の実施及び酒類小売業者の転廃業の円滑化に資するため、必要な措置を講ずるものとする。

## 第三章 公正取引委員会への措置請求等

## (公正取引委員会への措置請求)

## 第八条 国税局長又は税務署長は、酒類販売業者の取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 第九条 酒類製造業者及び酒類卸売業者(酒類販売業者又は酒類製造業者に対する酒類の販売(販売の代理又は媒介を含む。)を業とする酒類販売業者をいう。)は、酒類の販売数量に応じて販売業者との酒類の取引の条件について基準を定めるとともに、これを取引関係その他これに類する関係のある酒類販売業者に対し提示するよう努めなければならない。

## 第四章 罰則

## 第十条 第六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

## 附 則

## 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (適用区分)

- 第一条 第四条の規定は、この法律の施行前にされた酒類小売業免許の付与の申請又は酒税法第十六条第一項の規定による他の地域からの酒類小売販売場の移転の許可の申請についての処分については、適用しない。

## (検討)

## 参議院議長 倉田 寛之殿

の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 審査報告書

- 防衛厅設置法等の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。

## 要領書

平成十五年四月二十二日

## 外交防衛委員長 松村 龍一

## 参議院議長 倉田 寛之殿

## 要領書

第三条 政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (この法律の失効)

第四条 この法律は、平成十七年八月三十一日限り、その効力を失つ。

## (公正取引委員会への措置請求に関する経過措置)

## 第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当する事実がこの法律の失効前にあつた場合における第八条の規定による措置請求については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

## (罰則に関する経過措置)

## 第六条 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

本法律施行のため、平成十五年度一般会計予算(内閣府所管)に約四十六億二千五百万円が計上されている。

## 一、費用

本法律施行のため、平成十五年度一般会計予算(内閣府所管)に約四十六億二千五百万円が計上されている。

## 平成十五年四月三日

防衛厅設置法等の一部を改正する法律案

## 参議院議長 倉田 寛之殿

## 衆議院議長 締貫 民輔

## 参議院議長 倉田 寛之殿

防衛厅設置法等の一部を改正する法律案 防衛厅設置法等の一部を改正する法律 (防衛厅設置法の一部改正)	
第一条 防衛厅設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。	
第八条中「十六万三千三百三十人」を「十五万九千九百二十一人」に、「四万五千八百二十六人」を「四万五千八百三十九人」に、「四万五千八百二十八十人」を「四万七千二百八十九人」を「二十五万五千四十人」に改める。	第九条 防衛厅設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第六十三条第三項若しくは第四項を「第六十三条第三項若しくは第四項」に改める。	第十四条第四項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第三項若しくは第四項」に改める。
第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。	第十九条中「特別警備隊員手当」の下に「特殊作戦隊員手当」を加える。
第七十五条の二第一項中「五千七百二十六人」を「七千六百六十八人」に改める。	第二十七条第一項中「及び特別警備隊員手当」を「、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当」に、「特別警備隊員手当」を「、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当」に改める。
別表第一中「第五師団司司令部」を「第五旅団司司令部」に改める。	附則
(施行期日) (防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部改正)	第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までに施行する。ただし、第一条中防衛厅設置法第十四条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。
第三条 防衛厅の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改めて定める。	(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部)
第十六条の見出しを「(航空手当等)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。	右
自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。	国会に提出する。
一 航空機乗員 航空手当	平成十五年一月二十一日
二 艦船乗組員 乗組手当	内閣総理大臣 小泉純一郎
種苗法の一部を改正する法律案 (平成三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。	
第十三条中「特別警備隊員手当」の下に「特殊作戦隊員手当」を加える。	第一 条 第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 一 第二条第四項第一号に掲げる行為を行い育成者権又は専用利用権を侵害した者 二 育成者権又は専用利用権の侵害の行為を組成した種苗を用いることにより得られる収穫物を、育成者権者又は専用利用権者の許諾を得ないで、業として生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管した者
第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「五十万円」に改める。
第五十七条 第五十八条中「一に」を「三十万円」に改める。	第六十条中「第五十六条から第五十八条まで又は前条第一号若しくは第三号」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。
種苗法の一部を改正する法律案 (平成三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。	一 第五十六条 一億円以下の罰金刑 二 第五十七条 第五十八条又は前条第一号若しくは第三号 各本条の罰金刑
第五十六条を次のように改める。	附則
種苗法の一部を改正する法律案 (平成十年法律第八十三号)の一部を次のよう	この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
種苗法の一部を改正する法律案 (平成十年法律第八十三号)の一部を次のよう	第五十六条を次のように改める。
第五十六条を次のように改める。	第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年四月二十二日

環境委員長 海野 徹

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、環境中の拡散を防止しないで行う遺伝子組換え生物等の使用等に係る承認制度を創設するとともに、そのような拡散を防止しつ遺伝子組換え生物等の使用等をしようとする者に対し適切な拡散防止措置を執ることを義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

四、「生物多様性影響評価書」の信頼性を確保するため、評価手法・基準等を定めるに当たっては、国民のコンセンサスを得るために、広く意見を求める。また、評価後におけるモニタリングの実施とその結果の情報開示が図られるようにすること。

五、遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認に当たっては、関係する国際機関における検討や諸外国の研究成果等を踏まえつつ、学識経験者の意見を尊重し、客観的な評価の下に行うこと。

六、遺伝子組換え食品の安全性に対する消費者の不安が大きいことから、その安全性評価を行うに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期すとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。

七、遺伝子組換え生物とともに移入種による生物知見の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」第十五原則に規定する予防的な取組方法に従つて、本法に基づく施策の実施に当たること。

二、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。

三、遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増すこと。

右決議する。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案  
右  
国会に提出する。

平成十五年三月十八日 内閣総理大臣 小泉純一郎

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案  
右  
国会に提出する。

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)  
第一条 この法律において「生物」とは、一の細胞(細胞群を構成しているものを除く。)又は細胞群であつて核酸を移転し又は複製する能力を有するものとして主務省令で定めるもの、ウイルス及びウイルトイドをいう。

第二章 国内における遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響の防止に関する措置  
第三章 輸出に関する措置  
第四章 雜則

第一章 総則(第一条―第三条)  
第二節 遺伝子組換え生物等の第一種使用等  
(第十二条―第十五条)  
第三節 生物検査(第十六条―第二十四条)  
第四節 情報の提供(第二十五条・第二十六条)

第五章 輸出に関する措置(第二十七条―第二十九条)  
第六章 雜則(第三十条・第三十七条)  
第七章 罰則(第二十八条―第四十八条)

第八章 輸出に関する措置(第二十七条―第二十九条)  
第九章 雜則(第三十条・第三十七条)  
第十章 罰則(第二十八条―第四十八条)

第一條 この法律は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより

6 この法律において「第一種使用等」とは、施設、設備その他の構造物(以下「施設等」という。)の外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもつて行う使

官	外	号
附帯決議	政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。	一、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響については未解明な部分が多いことから、科学的知識の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」第十五原則に規定する予防的な取組方法に従つて、本法に基づく施策の実施に当たること。
附帯決議	二、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。	三、遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増すこと。
附帯決議	右決議する。	
(目的)		
第一章 総則		
第二節 遺伝子組換え生物等の第一種使用等		
(第十二条―第十五条)		
第三節 生物検査(第十六条―第二十四条)		
第四節 情報の提供(第二十五条・第二十六		
条)		
第五章 輸出に関する措置(第二十七条―第二		
九条)		
第六章 雜則(第三十条・第三十七条)		
第七章 罰則(第二十八条―第四十八条)		
第八章 輸出に関する措置(第二十七条―第二		
九条)		
第九章 雜則(第三十条・第三十七条)		
第十章 罰則(第二十八条―第四十八条)		

用等であつて、そのことを明示する措置その他  
の主務省令で定める措置を執つて行うものをい  
う。

7 この法律において「拡散防止措置」とは、遺伝  
子組換え生物等の使用等に当たつて、施設等を  
用いることその他必要な方法により施設等の外  
の大気、水又は土壤中に当該遺伝子組換え生物  
等が拡散することを防止するために執る措置を  
いう。

(基本的事項の公表)

第三条 主務大臣は、議定書の的確かつ円滑な実  
施を図るため、次に掲げる事項(以下「基本的事  
項」という。)を定めて公表するものとする。こ  
れを変更したときも、同様とする。

一 遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる  
影響であつて、生物の多様性を損なうおそれ  
のあるもの(以下「生物多様性影響」という。)  
を防止するための施策の実施に関する基本的  
な事項

二 遺伝子組換え生物等の使用等をする者がそ  
の行為を適正に行うために配慮しなければな  
らない基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、遺伝子組換え  
生物等の使用等が適正に行われることを確保  
するための重要な事項

第二章 国内における遺伝子組換え生物等  
の使用等により生ずる生物多様性  
影響の防止に関する措置

第一節 遺伝子組換え生物等の第一種使  
用等に関する措置

(遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第  
一種使用規程の承認)  
第四条 遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入し

て第一種使用等をしようとする者その他の遺伝  
子組換え生物等の第一種使用等をしようとする  
者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第  
一種使用等に関する規程(以下「第一種使用規  
程」という。)を定め、これにつき主務大臣の承  
認を受けなければならない。ただし、その性状  
等からみて第一種使用等による生物多様性影響  
が生じないことが明らかなるとして主務大臣  
が指定する遺伝子組換え生物等(以下「特定遺伝  
子組換え生物等」という。)の第一種使用等をし  
ようとする場合、この項又は第九条第一項の規  
定に基づき主務大臣の承認を受けた第一種使用  
規程(第七条第一項、第九条第四項において準用  
する場合を含む。)の規定に基づき主務大臣によ  
り変更された第一種使用規程については、その  
変更後のものに定める第一種使用等をしよう  
とする場合その他主務省令で定める場合は、こ  
の限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、遺伝子組  
換え生物等の種類ごとにその第一種使用等によ  
る生物多様性影響について主務大臣が定めると  
ころにより評価を行い、その結果を記載した図  
書(以下「生物多様性影響評価書」という。)その  
他主務省令で定める書類とともに、次の事項を  
記載した申請書を主務大臣に提出しなければな  
らない。

3 第二号に掲げるもののほか、第一種の承認  
に関する事項は、主務省令で定める。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場  
合には、主務省令で定めるところにより、当該  
申請に係る第一種使用規程について、生物多様  
性影響に関し専門の学識経験を有する者(以下  
「学識経験者」という。)の意見を聽かなければな  
らない。

(承認取得者の義務等)

5 主務大臣は、前項の規定により学識経験者か  
ら聴取した意見の内容及び基本的事項に照ら  
し、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程  
に従つて第一種使用等をする場合に野生動植物  
の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれが  
ある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそ  
れがないと認めるときは、当該第一種使用規程  
の承認をしなければならない。

6 第四項の規定により意見を求められた学識経  
験者は、第一項の承認の申請に係る第一種使用  
規程及びその生物多様性影響評価書に関して知  
り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない  
い。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の承認  
に関する必要な事項は、主務省令で定める。  
(第一種使用規程の修正等)

第五条 前条第一項の承認の申請に係る第一種使  
用規程に従つて第一種使用等をする場合に生物  
多様性影響が生ずるおそれがあると認める場合  
には、主務大臣は、申請者に対し、主務省令で  
定めるところにより、当該第一種使用規程を修  
正すべきことを指示しなければならない。ただ  
し、当該第一種使用規程に係る遺伝子組換え生  
物等の第一種使用等をすることが適当でないと  
認めるときは、この限りでない。

第六条 第四条第一項の承認を受けた者(次項に  
おいて「承認取得者」という。)は、同条第二項第  
一号に掲げる事項中に変更を生じたときは、主  
務省令で定めるところにより、その理由を付し  
てその旨を主務大臣に届け出なければならな  
い。

2 前項の規定による指示を受けた者が、主務大  
臣が定める期間内にその指示に基づき第一種使  
用規程の修正をしないときは、主務大臣は、そ  
の者の承認の申請を却下する。

3 第一項ただし書に規定する場合においては、  
主務大臣は、その承認を拒否しなければならな  
い。

物等の第一種使用等をすることが適当でないと  
認めるときは、この限りでない。

一 遺伝子組換え生物等の種類の名称

二 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容  
及び方法

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場  
合には、主務省令で定めるところにより、当該  
申請に係る第一種使用規程について、生物多様  
性影響に関し専門の学識経験を有する者(以下  
「学識経験者」という。)の意見を聽かなければな  
らない。

5 主務大臣は、前項の規定により学識経験者か  
ら聴取した意見の内容及び基本的事項に照ら  
し、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程  
に従つて第一種使用等をする場合に野生動植物  
の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれが  
ある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそ  
れがないと認めるときは、当該第一種使用規程  
の承認をしなければならない。

6 第四項の規定により意見を求められた学識経  
験者は、第一項の承認の申請に係る第一種使用  
規程及びその生物多様性影響評価書に関して知  
り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない  
い。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の承認  
に関する必要な事項は、主務省令で定める。

8 第二号において同じ。)

3 第二種使用規程は、主務省令で定めるところ  
により、次の事項について定めるものとする。  
第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等  
の第一種使用等をすることが適當でないと  
認めるときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による変更又は廃止については、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聞くものとする。

3 前項の規定により意見を求められた学識経験者は、第一項の規定による変更又は廃止に係る第一種使用規程及びその生物多様性影響評価書に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による変更又は廃止に関して必要な事項は、主務省令で定める。

(承認した第一種使用規程等の公表)

第八条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第四条第一項の承認をしたとき その旨及び承認された第一種使用規程

二 前条第一項の規定により第一種使用規程を変更したとき その旨及び変更後の第一種使用規程

三 前条第一項の規定により第一種使用規程を廃止したとき その旨

2 前項の規定による公表は、告示により行うものとする。

(本邦への輸出者等に係る第一種使用規程についての承認)

第九条 遺伝子組換え生物等を本邦に輸出して他の者に第一種使用等をさせようとする者その他にさせようとする者は、主務省令で定めるところによれば、前項の規定による公表は、告示により行うものとする。

ろにより、遺伝子組換え生物等の種類ごとに第一種使用規程を定め、これにつき主務大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者が本邦内に住所を有する者には、その主たる事務所。以下この項及び第四項において同じ。)を有する者以外の者である場合には、その者は、本邦内において遺伝子組換え生物等の適正な使用等のために必要な措置を執らせるための者を、本邦内に住む者を有する者その他主務省令で定める者のうちから、当該承認の申請の際選任しなければならない。

3 前項の規定により選任を行った者は、同項の規定により選任した者(以下「国内管理人」という。)を変更したときは、その理由を付してその旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第四条第二項から第七項まで、第五条及び前条の規定は第一項の承認について、第六条の規定は第一項の承認を受けた者(その者が本邦内に住所を有する者以外の者である場合にあっては、その者に係る国内管理人)について、第七条の規定は第一項の承認について、第六条の規定は第一項の承認を受けた者(その者が本邦内に住所を有する者以外の者である場合にあっては、その者に係る国内管理人)について、第七条の規定は第一項の承認を受けた第一種使用規程について準用する。この場合において、生物多様性影響が生ずるおそれのあるときは、直ちに、生物多様性影響を防止するための応急の措置を執ることともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者

(第一種使用等に関する措置命令)

第十条 主務大臣は、第四条第一項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の第一種使用等をした者、又はしている者に対し、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、第七条第一項(前条第四項において準用する場合を含む。)に規定する場合その他特別の事情が生じた場合において、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認められた場合を含む。)に規定する場合その他の緊急の必要があると認められた場合を除く。)には、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者、若しくはした者又はさせた者(特に緊急の必要があると認める場合においては、国内管理人を含む。)に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(第一種使用等に関する事故時の措置)

第十三条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合(特定遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする場合その他主務省令で定める場合を除く。)には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。

2 前項の確認の申請は、次の事項を記載した申請書を提出して、これをしなければならない。

一 氏名及び住所

2 前項の確認の申請は、次の事項を記載した申請書を提出して、これをしなければならない。

一 氏名及び住所

2 第二種使用等の対象となる遺伝子組換え生物等の特性

3 第二種使用等において執るべき拡散防止措置

4 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

3 前二項に規定するもののほか、第一項の確認に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(第二種使用等に関する措置命令)

第十四条 主務大臣は、第十二条又は前条第一項の規定に違反して第二種使用等をしている者、

に対し、同項に規定する応急の措置を執るべきことを命ずることができる。

(主務省令で定める拡散防止措置の実施)

第十五条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められていない場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない。

(確認を受けた拡散防止措置の実施)

第十六条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合(特定遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする場合その他主務省令で定める場合を除く。)には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。

2 前項の確認の申請は、次の事項を記載した申請書を提出して、これをしなければならない。

一 氏名及び住所

2 前項の確認の申請は、次の事項を記載した申請書を提出して、これをしなければならない。

一 氏名及び住所

2 第二種使用等の対象となる遺伝子組換え生物等の特性

3 第二種使用等において執るべき拡散防止措置

4 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

3 前二項に規定するもののほか、第一項の確認に關して必要な事項は、主務省令で定める。

(第二種使用等に関する措置命令)

第十五条 主務大臣は、第十二条又は前条第一項の規定に違反して第二種使用等をしている者、

又はした者に対し、第十二条の主務省令で定められた措置を執ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、第十二条の主務省令の制定又は前条第一項の確認の日以後における遺伝子組換え生物等に関する科学的知見の充実により施設等の外への遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため緊急の必要があると認めるに至ったときは、第十二条の主務省令により定められている拡散防止措置を執つて第二種使用等をしている者、若しくはした者又は前条第一項の確認を受けた者に対し、当該拡散防止措置を改善するための措置を執ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

## (第二種使用等に関する事故時の措置)

第十五条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている者は、拡散防止措置に係る施設等においては、拡散防止措置に係る施設等においては、拡散防止措置が発生し、当該遺伝子組換生物等について第十二条の主務省令で定めた拡散防止措置又は第十三条第一項の確認を受けた拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執ることともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項に規定する者が同項の応急の措置を執っていないと認めるときは、その者に対し、同項に規定する応急の措置を執るべきことを命ずることができる。

## (輸入の届出)

第三節 生物検査

## 第十六条 生産地の事情その他の事情からみて、

その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこ

れに該当すると知らないで輸入するおそれが高

い場合その他の事由によつて主務大

臣が指定する場合に該当するときは、その指定

に係る輸入をしようとする者は、主務省令で定

めることにより、その都度その旨を主務大臣

に届け出なければならない。

(生物検査命令)

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、前条の規定による届出をした者に対する者、若しくはした者又は前条第一項の確認を受けた者に対し、当該拡散防止措置を改善するための措置を執ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(以下「登録検査機関」という。)から、同条の指

定の理由となつた遺伝子組換え生物等であるか

どうかについての検査(以下「生物検査」とい

う。)を受けるべきことを命ずることができる。

2 第二十二条第四項又は第五項の規定により

登録を取り消され、その取消しの日から起算

して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があること。

2 主務大臣は、前項の規定による命令は、前条

の規定による届出を受けた後直ちにしなければ

ならない。

3 第二項の規定による命令を受けた者は、生物

検査を受け、その結果についての通知を受ける

までの間は、施設等を用いることその他の主務

大臣の指定する条件に基づいて検査対象生物の

使用等をしなければならず、また、検査対象生

物を譲渡し、又は提供してはならない。

4 前項の通知であつて登録検査機関がするもの

は、主務大臣を経由してするものとする。

5 主務大臣は、第三項に規定する者が同項の規

定に違反していると認めるときは、その者に対

し、同項の条件に基づいて検査対象生物の使用

等をすることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(登録検査機関)

第十八条 前条第一項の登録(以下この節において「登録」という。)は、生物検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十二条第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その業務を行つて役員のうち

に前二号のいずれかに該当する者があること。

2 主務大臣は、登録の申請をした者(以下この

項において「登録申請者」という。)が次の各号の

いずれにも適合しているときは、その登録をし

なければならない。この場合において、登録に

関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 凍結乾燥器、粉碎機、天びん、遠心分離

機、分光光度計、核酸増幅器及び電気泳動装

置を有すること。

二 次のいずれかに該当する者が生物検査を実

施し、その人数が生物検査を行う事業所ごと

に二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大

学校令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づ

く大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅

令第六十一号)に基づく専門学校において

医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産

学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の

課程又はこれらに相当する課程を修めて卒

業した後、一年以上分子生物学的検査の業

務に従事した経験を有する者であること。

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識経

験を有する者であること。

三 登録申請者が、業として遺伝子組換え生物

等の使用等をし、又は遺伝子組換え生物等を

譲渡し、若しくは提供している者(以下この

号において「遺伝子組換え生物使用業者等」と

いふ。)に支配されているものとして次のいず

れかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社であ

る場合には、遺伝子組換え生物使用業者等

等がその親会社商法(明治三十二年法

律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の

親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会

社にあつては、業務執行権を有する社員)

に占める遺伝子組換え生物使用業者等の役

員又は職員(過去一年間にその遺伝子組換

え生物使用業者等の役員又は職員であつた

者を含む。)の割合が二分の一を超えている

こと。

<p>ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員(過去二年間にその遺伝子組換え生物使用者等の役員又は職員であった者を含む。)であること。</p>
<p>4 登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p>
<p>一 登録の年月日及び番号</p>
<p>二 登録を受けた者の氏名及び住所</p>
<p>三 前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項</p>
<p>(遵守事項)</p>
<p>第十九条 登録検査機関は、生物検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、生物検査を実施しなければならない。</p>
<p>2 登録検査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める方法により生物検査を実施しなければならない。</p>
<p>3 登録検査機関は、生物検査を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。</p>
<p>4 登録検査機関は、その生物検査の業務の開始前に、主務省令で定めるところにより、その生物検査の業務の実施に関する規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。(これを変更しようとするときも、同様とする。)</p>
<p>5 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電</p>
<p>子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」といふ。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。</p>
<p>6 生物検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならぬ。</p>
<p>一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p>
<p>二 前号の書面の謄本又は抄本の請求</p>
<p>三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p>
<p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p>
<p>五 不正の手段により登録を受けたとき。</p>
<p>(報告・徴収及び立入検査)</p>
<p>第二十一条 主務大臣は、登録検査機関が第十八条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>
<p>2 主務大臣は、登録検査機関が第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う第十七条第三項の通知の記載が適当ないと認めるときは、その登録検査機関に対し、生物検査を実施すべきこと又は生物検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>
<p>3 主務大臣は、第十九条第四項の規程が生物検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>
<p>4 主務大臣は、登録検査機関が第十八条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、登録を取り消さなければならない。</p>
<p>5 主務大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は廃止してはならない。</p>
<p>(秘密保持義務等)</p>
<p>第二十二条 登録検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その生物検査に關し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 生物検査に從事する登録検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
<p>(適合命令等)</p>
<p>第二十三条 主務大臣は、登録検査機関が第十八条第三項から第五項まで、第七項又は第十九条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。</p>
<p>二 第十九条第四項の規程によらないで生物検査を実施したとき。</p>
<p>三 正當な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。</p>
<p>四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。</p>
<p>五 不正の手段により登録を受けたとき。</p>
<p>(報告・徴収及び立入検査)</p>
<p>第二十四条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その生物検査の業務に關し報告を求め、又はその職員に、登録検査機関の事務所に立ち入り、登録検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。</p>
<p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>(公示)</p>
<p>第二十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p>
<p>一 登録をしたとき。</p>
<p>二 第十九条第三項の規定による届出があつたとき。</p>
<p>三 第十九条第八項の許可をしたとき。</p>

四 第二十二条第四項若しくは第五項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により生物検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

## (手数料)

第二十三条 生物検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(登録検査機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により登録検査機関に納められた手数料は、登録検査機関の収入とする。

## 第四節 情報の提供

## (適正使用情報)

第二十五条 主務大臣は、第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え生物等について、その第一種使用等がこの法律に従って適正に行われるようすに

るため、必要に応じ、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、若しくは委託して

その第一種使用等をさせようとする者がその譲渡若しくは提供を受ける者若しくは委託を受け

てその第一種使用等をする者に提供すべき情報(以下「適正使用情報」という。)を定め、又はこれを変更するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により適正使用情報を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、告示により行うものとする。

## (情報の提供)

第二十六条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若し

くは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受け

てその使用等をする者に対し、適正使用情報を他の主務省令で定める事項に関する情報を文書の交付その他の主務省令で定める方法により

提供しなければならない。

## (輸出に関する命令)

2 主務大臣は、前項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあるときは、生物

多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対する

他の必要な措置を執るべきことを命ずることが

できる。

## 第三章 輸出に関する措置

## (輸出の通販)

第二十七条 遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者は、主務省令で定めるところにより、輸入国に対し、輸出しようとする遺伝子組換え生物等の種類の名称その他主務省令で定める事項

のための使用等をされている医薬品(昭和三十五年法律第百四十五号)のための使用等を認めることとされるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により適正使用情報を定め、又はこれを変更したところにより、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、告示により行うものとする。

## (輸出の際の表示)

第二十八条 遺伝子組換え生物等は、主務省令で定めるところにより、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国

又はその包装、容器若しくは送り状に当該遺伝子組換え生物等の態様その他主務省令で定める事項を表示したものでなければ、輸出とはならない。この場合において、前条ただし書の規定は、本条の規定による輸出について準用する。

2 当該職員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入り検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## (センターア等による立入り検査等)

第二十九条 主務大臣は、前二条の規定に違反して遺伝子組換え生物等の輸出が行われた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を輸出した者に対し、当該遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

## 第四章 雜則

## (報告・徴収)

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、遺伝子組換え生物等、遺伝子組換え生物等であることのある生物を含む。以下この条、次条第一項及び第三十二条第一項において同じ。)の使用等をしている者、又は

はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等の輸出した者その他の関係者からその行為の実施状況その他必要な事項の報告を求めることが

できる。

## (立入り検査等)

第三十一条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は

提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等の輸出した者その他の関係者がその行為を行った者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は

提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行った場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問

させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物

を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

## 官 報 (号外)

- 一 独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農業検査所及び独立行政法人水産総合研究センター 農林水産大臣
- 二 独立行政法人製品評価技術基盤機構 経済産業大臣
- 2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定によりセンター等に立入検査等を行わせる場合には、同項目に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 3 センター等は、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等をする場合には、遺伝子組換え生物等に関し知識経験を有する職員であって、同項目に掲げるセンター等の区分に応じ当該各号に定める大臣が発する命令で定める条件に適合するものに行わせなければならない。
- 4 センター等は、第二項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査等を行つたときは、農林水産省令又は経済産業省令で定めることにより、同項の規定により得た検査の結果を同項目に掲げるセンター等の区分に応じ、農林水産大臣又は経済産業大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。(センター等に対する命令)
- (第三十三条 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前条第一項の規定による立入検査等の業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるとき、同項に掲げるセンター等に對する命令)

- 第三十四条 国は、遺伝子組換え生物等及びその使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実のための措置)
- 第三十五条 国は、この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、生物多様性影響の評価に係る情報、前条の規定により収集し、整理し及び分析した情報その他の情報を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。
- (主務大臣等)
- 第三十六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣とする。
- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
- (経過措置)
- 第三十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

- 第三十八条 第十条第一項若しくは第二項、第十一条第二項、第十四条第一項若しくは第一項、第十五条第二項、第十七条第五項、第二十六条规定による通報をせず、又は虚偽の届出をして輸入した者
- 四 第二十六条第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供して遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者
- 五 第二十七条の規定による通告をせず、又は虚偽の通告をして輸出した者
- 六 第二十八条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして輸出した者
- 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第四条第一項の規定に違反して第一種使用者をした者
- 二 偽りその他不正の手段により第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けた者
- 三 第四十一条第一項又は第三十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒む、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第三十三条第一項又は第三十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒む、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第四十四条第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒む、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第四条第六項又は第七条第三項(これらの規定を第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第二十条第一項の規定に違反した者
- 三 第四十二条第一項の規定による生物検査の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十三条第一項の規定に違反して確認を受けないで第一種使用等をした者
- 二 假りその他不正の手段により第十三条第一項の確認を受けた者
- 三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

**第四十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条、第三十九条、第四十二条又は第四十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第四十六条** 第六条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十九条第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 正當な理由がないのに第十九条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

第四十八条 第三十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンター等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**附 則****(施行期日)**

第一条 この法律は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第六条まで及び附則第十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)により、その確認の申請をすることができる。

布の日

**二 附則第十五条の規定(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十五条第二項の改正規定に係る部分に限る。)の施行の日(以下「施行日」という。)又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の施行の日のいずれか遅い日**

(経過措置)

**第二条** 第四条第一項又は第九条第一項の承認を受けようとする者は、施行日前においても、第四条又は第九条の規定の例により、その承認の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により承認の申請があつた場合には、施行日前においても、第四条又は第九条の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、これらの規定の例により承認を受けたときは、施行日において第四条第一項又は第九条第一項の規定により承認を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者であつて、当該第一種使用等について第四条第一項又は第九条第一項の承認がなされていないものは、施行日から六月間は、当該第一種使用等に係る承認がなされたものとみなす。その期間が満了するまでに当該承認の申請をした場合は、その申請に基づく確認又は確認の拒否の処分がある日まで、同様とする。

第四条 第十八条第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行つことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、施行日前においても、第十八条の規定の例により、登録をすることができる。この場合において、同条の規定の例により登録を受けたときは、施行日において同条第一項の規定によりその登録を受けたものとみなす。

第五条 第十九条第四項の規程の認可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行ふことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、施行日前においても、第十九条第四項の規定により、認可をすることができる。

**第三条** 第十三条第一項の確認を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その確認の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により申請を受けたときは、施行日において同項の規定によりその認可を受けたときは、施行日において同項の規定によりその認可を受けたものとみなす。

第六条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令により定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正)

**第八条** 独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第二十条の二第一項の規定による立入検査

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第号)第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去(独立行政法人種苗管理センター法の一部改正)の規定による立入り、質問、検査及び収去

第九条 独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

2 第十一条第一項を次のように改める。

定によりその認可を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 第二条から前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令により定める。



## 官 報 (号 外)

投票者氏名

本田 良一君

円 より子君

山下 英利君

佐藤 泰二君

山崎 正昭君

斎藤 十朗君

峰崎 直樹君

柳田 稔君

山本 孝史君

若林 進君

山下八洲夫君

吉田 駿君

吉村剛太郎君

朝日 俊弘君

脇 雅史君

佐藤 力君

山内 俊夫君

山下 善彦君

山本 一太君

田中 直紀君

鈴木 政二君

椎名 一保君

清水嘉与子君

吉田 博美君

吉田 正昭君

若林 正俊君

山崎 浩一郎君

伊藤 基隆君

伊藤 昭君

田中 直君

佐藤 弘成君

陣内 孝雄君

清水達雄君

田浦 直君

田浦 清水君

佐藤 駿君

佐藤 駿君

田中 勝嗣君

鈴木 勝嗣君

吉田 勝嗣君

吉田 勝嗣君

佐藤 勝嗣君

佐藤 勝嗣君

吉田 勝嗣君

投票者氏名  
日程第一 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
日程第二 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法案(衆議院提出)

賛成者氏名

阿南 一成君

阿部 正俊君

青木 幹雄君

市川 一朗君

有馬 朗人君

岩井 國臣君

入澤 驚君

大仁田 厚君

泉 信也君

太田 豊秋君

荒井 光英君

岩永 浩美君

魚住 汎英君

尾辻 秀久君

大島 慶久君

太田 厚君

西田 吉宏君

加納 時男君

中島 啓雄君

大野つや子君

中原 爽君

小野 清子君

谷川 秀善君

大島 慶久君

月原 茂皓君

鶴保 康介君

常田 幸男君

太田 豊秋君

鈴木 幸男君

太田 厚君

江本 孟紀君

小川 敏夫君

今泉 昭君

太田 厚君

江本 孟紀君

大仁田 厚君

西田 吉宏君

加納 時男君

中島 真人君

太田 厚君

西銘順志郎君

仲道 俊哉君

野沢 太三君

西田 吉宏君

北澤 俊美君

大塚 耕平君

小林 元君

大塚 俊哉君

江本 孟紀君

太田 厚君

岡崎トミ子君

大塚 俊哉君

川橋 幸子君

太田 厚君

北澤 俊美君

太田 厚君

岡崎トミ子君

太田 厚君

浜田卓二郎君

太田 厚君

投票者氏名  
森山 森君

投票者氏名  
森元 森君

投票者氏名  
藤原 正司君

投票者氏名  
宮本 岳志君

投票者氏名  
近藤 剛君

投票者氏名  
小林 温君

投票者氏名  
佐々木知子君

投票者氏名  
河本 美典君

投票者氏名  
吉岡 紀典君

投票者氏名  
平成十五年四月二十三日 參議院会議録第十九号 投票者氏名



官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号

**投票者氏名**

贊成者氏名

## 日程第四 種苗法の一部を改正する法律案(内閣)

二三四名

反対者氏名		賛成者氏名		日程第五 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案(内閣提出)	
澤 沢	たまき君	草川 草川	昭三君	加藤 加藤	修一君
高野 高野	博師君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	風間 風間	昶君
鶴岡 鶴岡	洋君	遠山 遠山	清彦君	白浜 白浜	一良君
浜田卓一郎君	日笠 勝之君	浜四津敏子君	福本 潤一君	西川きよし君	黒岩 宇洋君
松 あきら君	山口那津男君	福本 潤一君	森本 昭司君	中村 敦夫君	西川きよし君
山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	山本 保君	本岡 昭次君	中村 敦夫君
市田 忠義君	井上 美代君	池田 幹幸君	山下 栄一君	昭子君	西川きよし君
緒方 靖夫君	岩佐 恵美君	大沢 辰美君	山本 保君	斎藤 泰三君	佐々木知子君
紙 智子君	小泉 親司君	小池 晃君	山下 栄一君	十朗君	佐々木知子君
吉岡 吉典君	富樫 練三君	大門実紀史君	阿南 一成君	伊達 忠二君	椎名 一保君
岩本 荘太君	畑野 君枝君	西山登紀子君	阿部 正俊君	田中 直紀君	陣内 孝雄君
林 紀子君	宮本 岳志君	八田ひろ子君	青木 幹雄君	鈴木 政二君	福本 潤一君
島袋 宗康君	吉川 春子君	大江 康弘君	有馬 朗人君	世耕 弘成君	日笠 勝之君
高橋紀世子君	平野 達男君	田村 秀昭君	泉 信也君	吉村剛太郎君	鶴岡 鶴岡
森 ゆうこ君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	入澤 肇君	山本 一太君	山崎 力君
又市 征治君	大田 昌秀君	大田 英夫君	岩城 光英君	吉田 勝利君	山崎 正昭君
大田 英夫君	大脇 雅子君	田 村 昭子君	上野 公成君	脇 雅史君	佐藤 滋宣君
大脇 雅子君	松岡満壽男君	西岡 武夫君	大島 慶久君	吉田 勝利君	吉田 博美君
森 ゆうこ君	高橋紀世子君	高橋紀世子君	大野つや子君	江田 俊弘君	若林 正俊君
森 ゆうこ君	広野 ただし君	平野 達男君	扇 千景君	小川 朝日	吉田 正昭君
森 ゆうこ君	高橋紀世子君	西岡 武夫君	加藤 紀文君	吉田 俊弘君	吉田 博美君
森 ゆうこ君	高橋紀世子君	高橋紀世子君	狩野 安君	吉田 朝日	吉田 正昭君
木村 仁君	木村 仁君	木村 仁君	加藤 紀文君	吉田 朝日	吉田 正昭君
国井 正幸君	久世 公堯君	国井 正幸君	柏村 武昭君	吉田 朝日	吉田 正昭君
小齊平敏文君	國井 正幸君	國井 正幸君	大野つや子君	吉田 朝日	吉田 正昭君
小林 温君	小泉 顯雄君	小林 温君	大野つや子君	吉田 朝日	吉田 正昭君
森元 恒雄君	森下 博之君	森元 恒雄君	大野つや子君	吉田 朝日	吉田 正昭君
森元 恒雄君	森下 博之君	森元 恒雄君	大野つや子君	吉田 朝日	吉田 正昭君
森山 裕君	森田 次夫君	森山 裕君	大野つや子君	吉田 朝日	吉田 正昭君
藤原 正司君	藤原 正司君	藤原 正司君	大野つや子君	吉田 朝日	吉田 正昭君
堺 利和君	堺 利和君	堺 利和君	大野つや子君	吉田 朝日	吉田 正昭君

本田 良一君	島袋 宗康君	田村 秀昭君	松井 孝治君	高橋紀世子君	西岡 武夫君	平野 達男君	島袋 宗康君	田村 秀昭君	松井 孝治君	高橋紀世子君	西岡 武夫君	平野 達男君
円 より子君	峰崎 直樹君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	黒岩 実君	大脇 雅子君	田 英夫君	大脇 雅子君	黒岩 実君	森 ゆうこ君	大田 昌秀君	平野 達男君
篠瀬 進君	山下八洲夫君	荒木 清實君	魚住裕一郎君	又市 征治君	西川きよし君	中村 敦夫君	大渕 絹子君	本岡 昭次君	浜四津敏子君	福本 潤一君	森 晃司君	浜田早二郎君
山本 孝史君	若林 秀樹君	加藤 修一君	風間 伸君	黒岩 実君	西川きよし君	本岡 昭次君	浜田早二郎君	浜田早二郎君	浜田早二郎君	日笠 勝之君	森 晃司君	浜田早二郎君
草川 昭三君	沢 たまき君	木庭健太郎君	白浜 一良君	遠山 清彦君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	井上 美代君	井上 美代君	浜田早二郎君
鶴岡 洋君	高野 博師君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	福本 潤一君	渡辺 孝男君	渡辺 孝男君	浜田早二郎君				
鶴岡 洋君	森 晃司君	井上 美代君	井上 美代君	浜田早二郎君								
浜田早二郎君												
日笠 勝之君												
松 あきら君												
山口那津男君												
山本 香苗君												
山本 保君												
井上 哲士君												
井上 美代君												
市田 忠義君												
緒方 靖夫君												
紙 智子君												
小泉 親司君												
富樫 練三君												
林 紀子君												
吉岡 吉典君												
岩本 庄太君												
西山登紀史君												
八田ひろ子君												
宮本 岳志君												
吉川 春子君												
大江 康弘君												

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十五年一月十四日

中村 敦夫

参議院議長 倉田 寛之殿

霞ヶ浦導水事業に関する質問主意書

画について、茨城県の受水予定量を毎秒三・五立方メートル削減し、那珂川導水路のトンネル口径を一メートル縮小すると、大幅に変更した。しかし、本事業は依然として多くの問題点を抱えており、事業を推進しようとする政府の姿勢について強い疑問を抱かざるを得ない。

したがって、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

#### 一、事業計画の変更について

1 一二〇〇一年六月十九日、茨城県知事は、国土交通省関東地方整備局長に対し、本計画に関連して要望を提出し、その結果として本事業が計画変更された。この要望提出について、河川法における根拠条文を示されたい。

もし、この要望提出が河川法に基づかないものであれば、要望提出と本事業の計画変更の法的整合性について、説明されたい。

2 この要望提出は、水需要の見込み違いから、受水量の削減と事業規模の縮小を求めるものであった。同様に、東京都や千葉県など他の受水団体が受水量の削減を要望した場合、政府は受け入れる用意があるのか。

3 河川法施行令第三十八条に関連し、昨年の本事業の計画変更に際して特別水利使用者に対して明らかにした本事業に関する、目的、計画の概要、流水の状況の改善に関する事項、特別水利使用者に関する事項並びに費用及び費用の負担に関する事項を示された。

4 昨年の本事業の計画変更に当たり、国土交

協議の内容について、具体的に示された。

5 昨年の本事業の計画変更前及び計画変更後

したがって、次の事項について質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合でも、各項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

6 本事業の工事が大幅に遅れ、平成十三年度に工期が十年も延長されたのはなぜか。本年二月一日現在における本事業の事業費について、それぞれの負担割合、算出根拠及び算出方法をそれぞれ明瞭にされたい。

7 本年一月一日現在における本事業の事業費について、それぞれの負担割合、算出根拠及び算出方法を併せて示されたい。

8 昨年の本事業の計画変更に伴つて実施した、一九九一年から二〇〇〇年までの水質シミュレーションの計算で得られた那珂川から霞ヶ浦への導水量、霞ヶ浦から那珂川への送水量、利根川から霞ヶ浦への導水量、霞ヶ浦から利根川への送水量について、一九九一年から一九九九年までを半旬別にそれぞれ示されたい。なお、那珂川及び利根川から霞ヶ浦への導水量については、水質改善を目的とする量と、河水補給を目的とする量とにそれぞれ分けて示されたい。

9 霞ヶ浦からの送水によって確保する那珂川（下国井地点）及び利根川（布川地點）の期間別確保流量を、河川維持用水、既得利水並びに本事業による新規利水とにそれぞれ分けて示されたい。

#### 二、霞ヶ浦の水質浄化について

1 本事業において、水質改善のための費用負担が治水分の負担として扱われているのはなぜか。その理由を法令上の根拠とともに示され具体的に示されたい。

2 政府は、本事業によって、霞ヶ浦の平均C

OD(化学的酸素要求量)が〇・八〇・九mg/L低下するとしている。しかし、霞ヶ浦の平均CODは五〇一〇mg/Lの間で変動している。したがって、水質改善効果は事業費に見合っていないと考えるが、どうか。

3 本事業の水質改善効果に関する費用対効果とともに、政府の認識を示されたい。

4 本事業の完了後、どのようにして本事業の水質改善効果を証明するのか、具体的な方法を示されたい。また、本事業の水質改善効果は水質変動の範囲にとどまるものであり、その効果を知ることは容易ではないので、水質改善効果を水質変動から取り出して解析する具体的な方法も併せて示されたい。

5 昨年の本事業の計画変更によって、最大導水量が約六割削減されたが、政府は計画変更前と同程度の水質改善効果は、植物プランクトンの優占種が変化しても、計画変更前と同程度に得られるのか。

6 茨城県の調査により、現在の霞ヶ浦は、りん余りの状態にあり、窒素が制限要素となっていることが判明している。よって、本事業により、霞ヶ浦よりも窒素濃度の高い那珂川の河川水が流入すれば、植物プランクトンの増殖が活発となり、霞ヶ浦のCODが上昇す

る可能性も考えられるが、どうか。

7 本事業によって、那珂川の河川水が流入することから、霞ヶ浦の植物プランクトンの種類が変わると考えられる。その場合、事前の

水質改善効果に関する予測は大きく狂うことになる。よって、本事業によってどのような植物プランクトンが霞ヶ浦に発生するのかを勘査して、改めて水質改善効果の再評価を行うべきだと考えるが、どうか。

8 本事業において、想定どおりの水質改善効果が得られない場合、どうするのか。

9 現地で観測を続ける環境保護団体などが、本事業による水質悪化を危惧していると聞く。よって、植物プランクトンの藻類増殖を制限する要因の検討、植物プランクトンの出現種の予測及び水質改善効果の再評価を行

い、それを終えるまで事業を凍結すべきだと考えるが、どうか。

10 現地で観測を続ける環境保護団体などが、本事業による水質悪化を危惧していると聞く。よって、植物プランクトンの藻類増殖を制限する要因の検討、植物プランクトンの出現種の予測及び水質改善効果の再評価を行

い、それを終えるまで事業を凍結すべきだと考えるが、どうか。

11 現地で観測を続ける環境保護団体などが、本事業による水質悪化を危惧していると聞く。よって、植物プランクトンの藻類増殖を制限する要因の検討、植物プランクトンの出現種の予測及び水質改善効果の再評価を行

い、それを終えるまで事業を凍結すべきだと考えるが、どうか。

12 現地で観測を続ける環境保護団体などが、本事業による水質悪化を危惧していると聞く。よって、植物プランクトンの藻類増殖を制限する要因の検討、植物プランクトンの出現種の予測及び水質改善効果の再評価を行

い、それを終えるまで事業を凍結すべきだと考えるが、どうか。

13 現地で観測を続ける環境保護団体などが、本事業による水質悪化を危惧していると聞く。よって、植物プランクトンの藻類増殖を制限する要因の検討、植物プランクトンの出現種の予測及び水質改善効果の再評価を行

い、それを終えるまで事業を凍結すべきだと考えるが、どうか。

14 現地で観測を続ける環境保護団体などが、本事業による水質悪化を危惧していると聞く。よって、植物プランクトンの藻類増殖を制限する要因の検討、植物プランクトンの出現種の予測及び水質改善効果の再評価を行

い、それを終えるまで事業を凍結すべきだと考えるが、どうか。

15 現地で観測を続ける環境保護団体などが、本事業による水質悪化を危惧していると聞く。よって、植物プランクトンの藻類増殖を制限する要因の検討、植物プランクトンの出現種の予測及び水質改善効果の再評価を行

い、それを終えるまで事業を凍結すべきだと考えるが、どうか。

四、霞ヶ浦から利根川及び那珂川へ導水する当たり、水質改善対策が検討されていると聞く。

その対策について、浄化水量、改善目標水質及び費用をそれぞれ示されたい。

五、生物多様性の保全について

1 那珂川と利根川は、互いに独立した系を形成している。しかし、本事業によって河水が相互に移送されれば、必然的に遺伝子、種、生物群集なども移動し、生物多様性条約に抵触するものと思われるが、どうか。

2 本事業によって河川水が相互に移送されれば、必然的に外来魚の卵や稚仔魚も移動し、外来魚の移植放流を禁止する地方自治体の内水面漁業調整規則などに抵触するものと思われるが、どうか。

3 本事業によって河川水が相互に移送されれば、必然的に相互に生態系に大きな影響を与えると思われる。生物多様性条約は、生物多様性への影響を回避するために環境影響評価の実施を求めており、本事業において環境影響評価を実施すべきであると考えるが、どうか。

4 本事業によって、那珂川河口沿岸の浅海域が大きな影響を被ると思われるが、本事業の水産業及び海水浴場に対する影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示されたい。

五、本事業が沼の水質、生態系及び水産業に与える影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示された

い。

六、利根導水路について

1 本導水路の二回目の試験通水及び本通水は、それぞれいつ実施される予定か。

2 完成後七年も経過したにもかかわらず、本導水路の本通水が実現していないのは、なぜか。

3 本導水路が運用されないため、受水が物理的に不可能であるにもかかわらず、東京都と千葉県が霞ヶ浦開発事業について正規の水利権を持っているのは、なぜか。

4 本事業によって、那珂川河口沿岸の浅海域が大きな影響を被ると思われるが、本事業の水産業及び海水浴場に対する影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示されたい。

5 本事業が沼の水質、生態系及び水産業に与える影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示された

い。

六、利根導水路について

1 本導水路の二回目の試験通水及び本通水は、それぞれいつ実施される予定か。

2 完成後七年も経過したにもかかわらず、本導水路の本通水が実現していないのは、なぜか。

3 本導水路が運用されないため、受水が物理的に不可能であるにもかかわらず、東京都と千葉県が霞ヶ浦開発事業について正規の水利権を持っているのは、なぜか。

4 本事業によって、那珂川河口沿岸の浅海域が大きな影響を被ると思われるが、本事業の水産業及び海水浴場に対する影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示されたい。

5 本事業が沼の水質、生態系及び水産業に与える影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示された

い。

6 本事業によって、那珂川河口沿岸の浅海域が大きな影響を被ると思われるが、本事業の水産業及び海水浴場に対する影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示されたい。

7 本事業が沼の水質、生態系及び水産業に与える影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示された

い。

8 本事業によって、那珂川河口沿岸の浅海域が大きな影響を被ると思われるが、本事業の水産業及び海水浴場に対する影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示されたい。

9 本事業が沼の水質、生態系及び水産業に与える影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示された

い。

10 本事業が沼の水質、生態系及び水産業に与える影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示された

い。

11 本事業が沼の水質、生態系及び水産業に与える影響について、明らかにされたい。また、その対策についても具体的に示された

い。

は、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)に基づくものではないが、これを踏まえ、霞ヶ浦導水事業(以下「本件事業」という。)の事業主体である国土交通大臣が本件事業の内容の見直しを検討した結果、平成十四年十月三十一日付け施行令(昭和四十年政令第十四号)第三十八条の三第一項に掲げる事項を記載した計画を、「事業計画」という。の変更(以下「第三回変更」という。)を行ったものであり、その際には、同条第二項に基づき、関係行政機関の長への協議等の必要な手続を行っている。

## 一の2について

第三回変更に当たっては、茨城県以外の特別水利使用者に対し、取水量の削減の要望がないことを確認しており、現時点においては、お尋ねのような場合は生じないと認識している。

なお、今後、特別水利使用者から取水量の削減の要望があった場合には、必要に応じて、事業主体である国土交通大臣が事業内容の見直しを検討することとなる。

## 一の3について

第三回変更に当たって、河川法施行令第三十

八条の三第二項に基づき国土交通大臣が特別水利使用者の同意を得るために同条第一項に基づき明らかにした事項は、別紙一のとおりである。

一の4について

第三回変更に当たっては、国土交通大臣から関係行政機関の長に対し、河川法施行令第三十八条の三第二項に基づき別紙一の内容を協議するとともに、同令第三十八条の四ただし書に基づき特別水利使用者負担金の額の算出方法について別紙二の内容を協議しており、それぞれ異議はない旨の回答を得ている。

一の5について

第三回変更前の事業計画における総事業費の概算額は約十九百億円であり、その内訳は、工事費約千四百四十一億円、測量及び試験費約二百二十二億円、用地費及び補償費約八十五億円、船舶及び機械器具費約四十八億円、當緒費約四億円並びに事務費等約九十九億円となつてゐる。

また、第二回変更後の事業計画における総事業費の概算額は約千九百億円であり、その内訳は、工事費約千四百三十三億円、用地費及び補償費約八十三億円、船舶及び機械器具費約四十九億円、當緒費約四億円並びに事務費等約九十九億円となつてゐる。

一の6について

平成十三年九月二十七日付けの事業計画の変更(以下「第一回変更」という。)において、完成予定を平成十二年度から平成二十一年度に延長している。これは、第一導水路の区分地上権の

## 一の4について

第三回変更に当たっては、国土交通大臣から関係行政機関の長に対し、河川法施行令第三十

八条の三第二項に基づき別紙一の内容を協議するために当初の予想を超える時間を要することとなつたことによるものである。

また、お尋ねの各工区の進捗状況及び工事費については、別紙三のとおりである。

第三回変更後の事業計画における事業費の特別水利使用者それぞれの負担割合は、別紙一の(参考)五(1)ロのとおりである。また、お尋ねの「算出根拠及び算出方法」は、右の負担割合の算出方法についてのお尋ねであると解されるが、その内容は、別紙一のとおりである。

一の7について

第三回変更後の事業計画における事業費の特別水利使用者それぞれの負担割合は、別紙一の(参考)五(1)ロのとおりである。また、お尋ねの「算出根拠及び算出方法」は、右の負担割合の算出方法についてのお尋ねであると解されるが、その内容は、別紙一のとおりである。

一の8について

お尋ねの事項については、別紙四のとおりである。

一の9について

お尋ねの事項については、別紙五のとおりである。

一の10について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

本件事業は、河川法第八条に規定する河川工事として行っているところ、本件事業に要する費用については、同法第五十九条、第六十条第一

項及び第六十三条の規定により、国、茨城県及び千葉県が負担するとともに、本件事業は、同

法第七十条の二第一項に規定する河川工事に該当するため、その一部を特別水利使用者が受け

(西浦)において化学的酸素要求量(以下「C.O.D」という。)の平均値を一リットル当たり約〇・八ミリグラム低下させると予測している。

水質浄化による費用対効果については、いくつかの算出手法が提案されているのが現状であるが、平成十年十一月三十日に開催された関東

当該特別水利使用者にも負担させているもので

ある。この場合、霞ヶ浦等の水質浄化は、特別水利使用者が受けることとなると認められる利

益に含まれるものでないため、お尋ねの「水質改善のための費用」については特別水利使用者は負担していない。

二の2について

本件事業は、一年間で霞ヶ浦(西浦)の容量の四分の三に相当する水量を那珂川及び利根川から導水し、湖水を希釈するとともに湖水の滞留時間を短縮するものであり、下水道整備等の水質保全事業や規制等の措置とあいまって、霞ヶ浦の水質浄化に効果を發揮するものである。平成十四年三月に茨城県、栃木県及び千葉県が策定した平成十三年度から平成十七年度までを計画期間とする「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」(以下「湖沼水質保全計画」という。)において目標とされている平成十七年度時点の霞ヶ浦(西浦)の水質及び平成三年から平成十二年までのにおける利根川、那珂川等の流量を用いて、本件事業による水質浄化効果を試算すると、霞ヶ浦(西浦)において化学的酸素要求量(以下「C.O.D」という。)の平均値を一リットル当たり約〇・八ミリグラム低下させると予測している。

水質浄化による費用対効果については、いくつかの算出手法が提案されているのが現状であるが、平成十年十一月三十日に開催された関東

関東地方建設局(当時)が提示した試算を基に、本件事業による霞ヶ浦の水質浄化に関する費用便益比を計算すると、約一・一となる。

なお、同委員会においても費用対効果の分析手法については更に研究が必要との指摘もあり、今後とも、便益の算出手法の検討を行ってまいりたい。

### 二の3について

本件事業の完了後においても、継続的な水質調査を行うとともに、導水を行わない場合を仮定した水質浄化効果の試算を行うこと等により、本件事業による水質浄化効果の分析を実施する予定である。なお、それらの実施に当たっては、学識経験者等の意見を聞く予定である。

### 二の4について

第三回変更後の事業計画において、那珂川から霞ヶ浦への導水量は、最大毎秒三十五立方米から最大毎秒十五立方メートルへと削減されたが、年間の導水量の合計は第三回変更前と同程度とする計画であり、第三回変更前と同程度の水質浄化効果があるものと認識している。

### 二の5について

本件事業の水質浄化効果の予測におけるCODの計算では、一般に植物プランクトンの増減と相関関係が認められるクロロフィルaを変数とする基礎式を用いて、植物プランクトンの増減に伴う物質生産の収支を計算しており、その

結果、二の4についてで述べたとおり、第三回変更後においても変更前と同程度の水質浄化効果があることを確認しているものである。

なお、植物プランクトンの種の構成の変化及びそれに伴う水質の変化の予測は、現在の知見では非常に困難であると認識しているが、一般に植物プランクトンの種の構成の変化及びそれに伴う水質の増減と相関関係が認められるクロロフィルa

びそれに伴う水質の変化の予測は、現在の知見では非常に困難であると認識している。

本件事業による水質浄化効果は、霞ヶ浦に入する河川水や下水道からの排水に比べて水質の良好な那珂川及び利根川の水を流入させることにより、湖水を直接的に希釈するとともに、湖内での藻類の増殖に必要な栄養塩の希釈により藻類の増殖を抑えることによって得られるものと認識しており、二の2について述べたところ、霞ヶ浦(西浦)におけるCODの平均値を一リットル当たり約〇・八ミリグラム低下させると予測している。

なお、本件事業の水質浄化効果の予測におけるCODの計算では、無機態窒素及び無機態リンを変数とする基礎式を用いて、窒素濃度及びリン濃度の変化による物質生産の収支を計算している。

二の7について

二の5についてで述べたとおり、植物プランクトンの種の構成の変化及びそれに伴う水質の変化の予測は、現在の知見では非常に困難であると認識しているが、一般に植物プランクトンの増減と相関関係が認められるクロロフィルaを変数とする基礎式を用いた計算の結果から、水質浄化については所要の効果が得られるものと認識している。

二の7について

二の5についてで述べたとおり、植物プランクトンの種の構成の変化及びそれに伴う水質の変化の予測は、現在の知見では非常に困難であると認識しているが、一般に植物プランクトンの増減と相関関係が認められるクロロフィルa

を変数とする基礎式を用いた計算の結果から、水質浄化については所要の効果が得られるものと認識している。

また、その費用については、右に述べたよう完了後においても、継続的な水質調査及び水質浄化効果の分析を実施する予定であり、それらの結果に応じて適切に対応してまいりたい。

二の9について

本件事業は、霞ヶ浦の水質浄化のほか、那珂川、利根川等の流水の正常な機能の維持及び増進並びに特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保のために必要な事業であり、「国土交通省政策評価基本計画」(平成十四年三月二十二日国土交通省議決定)に基づく再評価を行いつつ、早期に効果が発現できるよう着実に事業を進めてまいりたい。

なお、二の7についてで述べたとおり、植物プランクトンの種の構成の変化及びそれに伴う水質の変化の予測は、現在の知見では非常に困難であると認識しているが、一般に植物プランクトンの増減と相関関係が認められるクロロフィルaを変数とする基礎式を用いた計算の結果から、水質浄化効果を試算すると、平成十三年度から平成十七年度までの間に土浦沖等の栄養塩等の濃度が高い底泥表層部分を約二百六十六万立方メートル浚渫することによって、底泥からの栄養塩等の溶出量が減少することとなり、本事業を行わない場合に比べ平成十七年度時点で霞ヶ浦(西浦)のCODの平均値を一リットル当たり約〇・二ミリグラム低下させると予測している。

霞ヶ浦の底泥浚渫事業については、昭和五十年度に事業を開始し、計画浚渫量は約八百万方メートル、全体事業費は約千三百億円である。平成十四年度までに約六百五万立方メートルの浚渫を実施しており、今後約百九十五万立方メートルの浚渫を予定している。

また、底泥浚渫は、栄養塩や有機物を多く含有している湖底の表層部付近の底泥を湖内から除去することにより、底泥からの栄養塩等の溶出による負荷を削減するものであるところ、湖沼水質保全計画を基に霞ヶ浦の底泥浚渫事業の水質浄化効果を試算すると、平成十三年度から平成十七年度までの間に土浦沖等の栄養塩等の濃度が低い底泥表層部分を約二百六十六万立方メートル浚渫することによって、底泥からの栄養塩等の溶出量が減少することとなり、本事業を行わない場合に比べ平成十七年度時点で霞ヶ浦(西浦)のCODの平均値を一リットル当たり約〇・二ミリグラム低下させると予測している。

また、その費用については、右に述べたよう完了後においても、継続的な水質調査及び水質浄化効果の分析を実施する予定であり、それらの結果に応じて適切に対応してまいりたい。

三の2について

霞ヶ浦の底泥浚渫事業については、昭和五十年度に事業を開始し、計画浚渫量は約八百万方メートル、全体事業費は約千三百億円である。平成十四年度までに約六百五万立方メートルの浚渫を実施しており、今後約百九十五万立方メートルの浚渫を予定している。

また、底泥浚渫は、栄養塩や有機物を多く含有している湖底の表層部付近の底泥を湖内から除去することにより、底泥からの栄養塩等の溶出による負荷を削減するものであるところ、湖沼水質保全計画を基に霞ヶ浦の底泥浚渫事業の水質浄化効果を試算すると、平成十三年度から平成十七年度までの間に土浦沖等の栄養塩等の濃度が低い底泥表層部分を約二百六十六万立方メートル浚渫することによって、底泥からの栄養塩等の溶出量が減少することとなり、本事業を行わない場合に比べ平成十七年度時点で霞ヶ浦(西浦)のCODの平均値を一リットル当たり約〇・二ミリグラム低下させると予測している。

霞ヶ浦の底泥浚渫事業については、昭和五十年度に事業を開始し、計画浚渫量は約八百万方メートル、全体事業費は約千三百億円である。平成十四年度までに約六百五万立方メートルの浚渫を実施しており、今後約百九十五万立方メートルの浚渫を予定している。

また、底泥浚渫は、栄養塩や有機物を多く含有している湖底の表層部付近の底泥を湖内から除去することにより、底泥からの栄養塩等の溶出による負荷を削減するものであるところ、湖沼水質保全計画を基に霞ヶ浦の底泥浚渫事業の水質浄化効果を試算すると、平成十三年度から平成十七年度までの間に土浦沖等の栄養塩等の濃度が低い底泥表層部分を約二百六十六万立方メートル浚渫することによって、底泥からの栄養塩等の溶出量が減少することとなり、本事業を行わない場合に比べ平成十七年度時点で霞ヶ浦(西浦)のCODの平均値を一リットル当たり約〇・二ミリグラム低下させると予測している。

霞ヶ浦の底泥浚渫事業については、昭和五十年度に事業を開始し、計画浚渫量は約八百万方メートル、全体事業費は約千三百億円である。平成十四年度までに約六百五万立方メートルの浚渫を実施しており、今後約百九十五万立方メートルの浚渫を予定している。

また、底泥浚渫は、栄養塩や有機物を多く含有している湖底の表層部付近の底泥を湖内から除去することにより、底泥からの栄養塩等の溶出による負荷を削減するものであるところ、湖沼水質保全計画を基に霞ヶ浦の底泥浚渫事業の水質浄化効果を試算すると、平成十三年度から平成十七年度までの間に土浦沖等の栄養塩等の濃度が低い底泥表層部分を約二百六十六万立方メートル浚渫することによって、底泥からの栄養塩等の溶出量が減少することとなり、本事業を行わない場合に比べ平成十七年度時点で霞ヶ浦(西浦)のCODの平均値を一リットル当たり約〇・二ミリグラム低下させると予測している。

四について

霞ヶ浦から利根川及び那珂川への送水による利根川及び那珂川の水質への影響を低減するため、水質浄化対策の実施を予定しているが、現在、実験等により浄化手法、規模等の詳細な検討を行っているところであり、今後、対策の内容、費用等を確定していくこととしている。

生物の多様性に関する条約(平成五年条約第  
九号。以下「生物多様性条約」という。)は、国内  
における本件事業のよなな事業活動を直接規制  
するものではなく、本件事業が生物多様性条約  
に抵触するとは考えていない。

なお、本件事業の実施が生物の多様性に著し  
い悪影響を及ぼすおそれがあるとは考えていな  
いが、その実施に当たっては、事業実施に伴う  
水質変化の予測や環境調査を継続して実施して  
おり、今後とも、必要に応じて水質浄化対策等  
の保全対策を講ずることとしているとともに、  
工事の実施に当たっても、環境に十分配慮しな  
がら事業を進めているところである。

い悪影響等を及ぼすおそれがあるとは考えていいが、その実施に当たっては、事業実施に伴う水質変化の予測や環境調査を継続して実施しており、今後とも、必要に応じて水質浄化対策等の保全対策を講ずることとしているとともに、工事の実施に当たっても、環境に十分配慮しながら事業を進めているところである。

五の1について

茨城県及び千葉県が水産資源の保護培养、漁業取締りその他漁業調整を図ること等を目的に制定している茨城県内水面漁業調整規則(昭和四十年茨城県規則第十五号)、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(昭和四十三年茨城県規則第四十九号)及び千葉県内水面漁業調整規則(昭

## 第四十九号)及び千葉県内水面漁業調整規則(昭

しかしながら、五の①について述べたところ  
り、本件事業の実施に当たっては、事業実施に  
伴う水質変化の予測や環境調査を継続して実施  
しており、今後とも、必要に応じて水質浄化対  
策等の保全対策を講ずることとしているとともに、  
工事の実施に当たっても、環境に十分配慮  
しながら事業を進めているところであります。

五の3について

河川工事であつて、アユ等の迷入防止対策を実施するなどこれらの規則が禁止する外来魚の放流を目的とするものではないため、これらの規則に抵触するものではないと認識している。

和四十一年千葉県規則第七号)における外来魚のブラックバス、ブルーギル等の移植禁止規定は、密放流による外来魚の生息域の拡大を防止するためのものであるところ、本件事業は、霞ヶ浦の水質浄化のほか、那珂川、利根川等の流水の正常な機能の維持及び増進並びに特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保のために必要な事業として行われている河川法第八条の

和四十一年千葉県規則第七号)における外来魚

五の4について

るが、「二回目の試験通水」については、本件事

霞ヶ浦から利根川及び那珂川への送水による利根川及び那珂川の水質への影響を低減するため、水質浄化対策の実施を予定しているが、現のブラックバス、ブルーギル等の移植禁止規定は、密放流による外来魚の生息域の拡大を防止するためのものであるところ、本件事業は、電

本件事業においては、那珂川下流部の流水の正常な機能の維持に必要な流量を十分に確保できる場合のみ那珂川から霞ヶ浦への導水を行つ

業の完了までに行われる予定であり、また、「本通水」については、本件事業の完了後に行われるものである。

及び水産業

存酸素量、生物化学的酸素要求量等の変化の予測によると、本件事業の実施が環境に及ぼす影響は極めて小さいことから、お尋ねの「那珂川河口沿岸の浅海域」における環境に及ぼす影響及び「水産業及び海水浴場に対する影響」も極め

本件事業においては、那珂川下流部の流水の正常な機能の維持に必要な流量を十分に確保できる場合のみ那珂川から霞ヶ浦への導水を行ふとともに、那珂川下流部の流量が低下する場合には、霞ヶ浦からの送水により流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保するものである。また、本件事業による那珂川河口部の水温、溶

は、利根川

めることにより、必要に応じて行われるものである。

「本通水」について、本件事業の完了後に行われるものである。

六の1について

存酸素量、生物化学的酸素要求量等の変化の予測によると、本件事業の実施が環境に及ぼす影響は極めて小さいことから、お尋ねの「那珂川河口沿岸の浅海域」における環境に及ぼす影響及び「水産業及び海水浴場に対する影響」も極めて小さいものと認識している。

五の5について

五の4についてで述べたとおり、那珂川河口部において、本件事業の実施が環境に及ぼす影響は極めて小さいことから、お尋ねの「沼沼の水質、生態系及び水産業に与える影響」も極めて小さいものと認識している。

六の1について

本件事業においては、那珂川下流部の流水の正常な機能の維持に必要な流量を十分に確保できる場合のみ那珂川から霞ヶ浦への導水を行ふとともに、那珂川下流部の流量が低下する場合には、霞ヶ浦からの送水により流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保するものである。また、本件事業による那珂川河口部の水温、溶

水利使用者

六の2について

六の1についてで述べたとおり、利根導水路は、利根川連絡水路としては既に運用中であり、「本通水」については、霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程に定めるところにより、水利使用者への用水の供給を行う必要が生じた場合に行われるものであるが、現在までのところ、その必要が生じていないため、行っていない。

六の3について

お尋ねの水利権に係る東京都及び千葉県内の水利使用者に対しては、平成七年度末に利根川

「本通水」については、本件事業の完了後に行われるものである。

「二回目の試験通水及び本通水」のことと解され

連絡水路も含めた霞ヶ浦開発事業が完成したことにより、利根川連絡水路を利用した送水が可能となり、利根川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に取水を行えるものであることから、河川法第二十三条の流水の占用の許可を与えたものである。

別紙一 第三回変更に当たつて明らかにした本件事業に関する「目的、計画の概要、流水の状況の改善に関する事項、特別水利使用者に関する事項並びに費用及び費用の負担に関する事項」

二(一)(口)中「東村」を「東町」に、「同村」を「同町」に改める。

二(二)(口)中「三十五立方メートル」を「十五立方メートル」に、「十二立方メートル」を「十一立方メートル」に、「東村」を「東町」に改める。

三中「毎秒三十五立方メートル」を「毎秒十五立方メートル」に、「最大毎秒三十五立方メートル」を「最大毎秒十五立方メートル」に、「七・五立方メートル」を「五・〇立方メートル」に、「五・二立方メートル」を「四・二立方メートル」に改める。

四中「六・六〇立方メートル」を「三・六一六立方メートル」に、「一・一〇立方メートル」を「一・五七四立方メートル」に改める。

五(一)イ中「千分の四百四十九」を「千分の五百五十八」に改める。

五(二)ロ中「千分の二百八十一」を「千分の二百三十八」に、「千分の七十五」を「千分の五十五」に、「千分の六十八」を「千分の五十二」に、「千分の三」を「千分の一」に、「千分の十七」を「千分の十三」に、「千分の六」を「千分の四」に、「千分の三十六」を「千分の二十八」に、「千分の十九」を「千分の十五」に、「千分の四十六」を「千分の三十五」に改める。

(参考) 第三回変更後の事業計画

一、事業の目的

護ヶ浦導水事業は、那珂川下流部、護ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設し、河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確

保を図り河川の流水の状況を改善するものである。

## 二、計画の概要

### (一) 施工区域

#### (イ) 第一導水路

茨城県水戸市渡里町地先の那珂川から同県石岡市三村干拓地先の霞ヶ浦高浜沖を経て、同県土浦市湖北地先の霞ヶ浦土浦沖に至る。

#### (ロ) 第二導水路

茨城県稻敷郡東町結佐地先の利根川から同町上須田地先の霞ヶ浦麻生沖に至る。

#### (二) 工事の内容

#### (イ) 水路の建設

第一機場より霞ヶ浦の高浜沖と接し、霞ヶ浦の土浦沖に至る水路及び第三機場より霞ヶ浦の麻生沖に至る水路を新設する。

#### (ロ) 機場の建設

##### 第一機場

位置 茨城県水戸市渡里町地先

機能 那珂川から第一導水路へ最大毎秒十五立方メートルの導水を可能ならしめる。

##### 桜川機場

位置 茨城県水戸市河和田町地先

機能 第一導水路から桜川へ最大毎秒三立方メートルの注水を可能ならしめる。

##### 第二機場

位置 茨城県石岡市三村干拓地先

機能 霞ヶ浦から第一導水路へ最大毎秒十一立方メートルの導水を可能ならしめる。

官 報 (号外)

第三機場

位置 茨城県稻敷郡東町結佐地先

機能 利根川から第二導水路へまたは霞ヶ浦から第一導水路へ最大毎秒二十五立方メートルの導水を可能ならしめる。

(三) 完成予定

平成二十二年度

三、流水の状況の改善に関する事項

那珂川下流部から毎秒十五立方メートルを限度として、霞ヶ浦及び桜川へそれぞれ最大毎秒十五立方メートル及び最大毎秒三立方メートルを導水するとともに、利根川下流部から霞ヶ浦へ最大毎秒二十五立方メートルを導水し、霞ヶ浦、桜川等の水質浄化を図る。

また、霞ヶ浦から那珂川及び利根川へそれぞれ導水し、那珂川下流部及び利根川下流部における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。

さらに、新規都市用水として、霞ヶ浦において最大毎秒五・〇立方メートル、那珂川の下国井地点下流において最大毎秒四・二立方メートルの取水を可能ならしめる。

なお、霞ヶ浦導水事業による流水の状況の改善は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部の流況の関連において、既存の水利用等必要水量に支障を及ぼさない範囲で行うものとする。

四、特別水利使用者に関する事項

特別水利使用者は、茨城県（水道）、茨城県（工業用水道）、東京都（水道）、千葉市（水道）、九十九里地域水道企業団（水道）、東総広域水道企業団（水道）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）、千葉県（工業用水）及び埼玉県（水道）とする。

なお、特別水利使用者の最大取水量は次のとおりである。

茨城県（水道） 每秒三・六二六立方メートル

茨城県（工業用水道） 每秒一・五七四立方メートル

東京都（水道） 每秒一・四〇立方メートル

千葉市（水道） 每秒〇・〇六立方メートル

九十九里地域水道企業団（水道） 每秒〇・三四立方メートル

東総広域水道企業団（水道） 每秒〇・一一四立方メートル

印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道） 每秒〇・七四六立方メートル

千葉県（工業用水道） 每秒〇・四〇立方メートル

埼玉県（水道） 每秒〇・九四立方メートル

### 五、費用及び費用の負担に関する事項

#### (一) 工事に要する費用の概算額

約千九百億円

#### (二) 工事に要する費用の負担

イ. 河川法第五十九条、第六十条第一項及び第六十三条の規定に基づく国、茨城県及び千葉県の負担額  
工事に要する費用の額に千分の五百五十八を乗じて得た額とする。

ロ. 河川法第七十条の二第一項の規定に基づく茨城県（水道）、茨城県（工業用水道）、東京都（水道）、千葉市（水道）、九十九里地域水道企業団（水道）、東総広域水道企業団（水道）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）、千葉県（工業用水道）及び埼玉県（水道）の負担額

茨城県（水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の一一百三十八を乗じて得た額とする。

茨城県（工業用水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の五十五を乗じて得た額とする。

東京都（水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の五十二を乗じて得た額とする。

千葉市（水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の二を乗じて得た額とする。

九十九里地域水道企業団（水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の十三を乗じて得た額とする。

東総広域水道企業団（水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の四を乗じて得た額とする。  
印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の二十八を乗じて得た額とする。

千葉県（工業用水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の十五を乗じて得た額とする。  
埼玉県（水道）の負担額は、工事に要する費用の額に千分の三十五を乗じて得た額とする。

#### 別紙二 事業計画に係る特別水利使用者負担金の額の算出方法についての協議の内容

変更前の計画に基づく施行済部分のうち、計画変更により施設規模が過大となる箇所に係る工事に要した費用と、当該箇所に係る計画変更後の施設規模に応じた工事に要する推定の費用との差分（以下「差分」という。）については、特別水利使用者の茨城県（水道）及び茨城県（工業用水道）の負担とする。

なお、差分以外の工事に要する費用の負担割合の算定については、身替り支出法を基準とする。

## 別紙三 各工区の進捗状況及び工事費

平成13年度末現在（注2）

工区	進捗率（注1）	支出済みの工事費 (億円)
取水施設	81%	280
第一機場	81%	180
桜川機場	100%	36
第二機場	0%	0
第三機場	100%	64
導水施設	45%	451
第一導水路	43%	424
水戸トンネル	100%	256
石岡トンネル	31%	168
土浦トンネル	0%	0
第二導水路	100%	27
管理施設	84%	66

注1. 「進捗率」は、当該工区における全体工事費に対する「支出済みの工事費」の割合で示している。

注2. 「進捗率」及び「支出済みの工事費」については、お尋ねの「本年2月1日現在」では示せないため、平成13年度末までのものを示している。

## 別紙四 利根川及び那珂川への送水量並びに利根川及び那珂川からの導水量

(単位:m<sup>3</sup>/s)

年	月	半旬 (注4)	利根川への 送水量	利根川からの導水量		那珂川への 送水量	那珂川からの導水量	
				利水等を目的と する量(注1,2)	総導水量		利水等を目的と する量(注1,2)	総導水量
1991	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	1	2	0.00	1.51	1.51	0.00	0.00	15.00
1991	1	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	1	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.23
1991	1	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	1	6	0.25	0.00	0.00	0.00	0.28	12.02
1991	2	1	4.00	0.00	0.00	0.00	8.00	8.00
1991	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	4.85	4.85
1991	2	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.62
1991	2	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	2	5	0.00	6.04	6.04	0.00	0.00	15.00
1991	2	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.13
1991	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.72
1991	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.94
1991	3	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	3	4	1.66	0.00	0.00	0.00	0.00	7.45
1991	3	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	3	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	4	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	4	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	4	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	4	4	0.00	13.43	13.43	0.00	0.00	4.12
1991	4	5	0.00	9.27	9.27	11.00	0.00	0.00
1991	4	6	4.00	0.00	0.00	0.00	6.85	6.85
1991	5	1	0.00	11.25	25.00	0.00	0.00	0.00
1991	5	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1991	5	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1991	5	4	4.00	0.00	0.00	0.00	9.02	9.02
1991	5	5	4.00	0.00	0.00	0.89	0.00	0.00
1991	5	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1991	6	1	4.00	0.00	0.00	0.00	1.74	1.74
1991	6	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1991	6	3	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1991	6	4	4.00	0.00	0.00	0.00	14.00	14.22
1991	6	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	6	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	7	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	7	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	7	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	13.06
1991	7	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	7	5	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1991	7	6	4.00	0.00	0.00	0.00	8.13	8.13
1991	8	1	2.36	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1991	8	2	0.00	17.93	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	8	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	8	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.82
1991	8	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	8	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	9	1	0.00	4.41	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	9	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	9	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	9	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	9	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1991	10	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	10	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	10	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	10	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	10	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	10	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	11	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	11	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	11	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	11	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	11	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	11	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1991	12	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	12	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	12	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	12	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	12	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1991	12	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	1	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	1	2	1.18	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	1	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	1	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	1	5	4.00	0.00	0.00	0.00	3.46	13.34
1992	1	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.20
1992	2	1	0.91	0.00	0.00	0.00	0.00	14.75
1992	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.60
1992	2	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.24
1992	2	4	4.00	0.00	0.00	0.00	4.08	8.18
1992	2	5	4.00	0.00	0.00	0.00	5.96	5.96
1992	2	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.66
1992	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	6.55	6.55
1992	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	3	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.86
1992	3	4	0.00	0.74	0.74	0.00	5.40	15.00
1992	3	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	3	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	4	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	4	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	4	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	4	4	0.00	3.67	3.67	0.00	0.00	15.00
1992	4	5	0.00	0.41	0.41	0.00	0.00	15.00
1992	4	6	4.00	0.00	0.00	0.00	6.07	11.14
1992	5	1	0.00	25.00	25.00	0.00	0.58	15.00
1992	5	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	5	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.90
1992	5	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	5	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	5	6	0.00	25.00	25.00	0.00	5.28	15.00
1992	6	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	6	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	6	3	0.00	25.00	25.00	0.00	3.36	15.00
1992	6	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	6	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	6	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	7	1	0.00	23.35	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	7	2	0.00	0.00	17.59	0.00	0.00	15.00
1992	7	3	0.00	0.00	4.45	0.00	0.00	15.00
1992	7	4	0.00	23.05	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	7	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	7	6	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1992	8	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	8	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	8	3	0.00	25.00	25.00	0.00	4.47	15.00
1992	8	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1992	8	5	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1992	8	6	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1992	9	1	0.00	17.31	17.31	0.00	15.00	15.00
1992	9	2	0.00	7.38	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	9	3	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1992	9	4	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1992	9	5	4.00	0.00	0.00	0.00	11.02	11.02
1992	9	6	0.00	3.01	3.01	0.00	15.00	15.00
1992	10	1	0.00	25.00	25.00	0.00	4.22	15.00
1992	10	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	10	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	10	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	10	5	0.00	22.96	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	10	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	11	1	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1992	11	2	0.00	0.00	9.15	0.00	0.00	13.77
1992	11	3	2.41	0.00	0.00	0.00	10.22	10.22
1992	11	4	4.00	0.00	0.00	0.00	6.11	6.11
1992	11	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1992	11	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.04
1992	12	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.65
1992	12	2	0.00	22.17	22.17	0.00	0.00	15.00
1992	12	3	0.00	21.52	21.52	0.00	0.65	15.00
1992	12	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.55
1992	12	5	4.00	0.00	0.00	0.00	2.79	2.79
1992	12	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	1	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	1	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	1	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	1	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.62
1993	1	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	1	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.23
1993	2	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	2	3	4.00	0.00	0.00	1.61	0.00	0.00
1993	2	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.27
1993	2	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1993	2	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1993	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.49
1993	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.39
1993	3	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.18
1993	3	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.70
1993	3	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.36
1993	3	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	4	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.55
1993	4	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	4	3	4.00	0.00	0.00	2.77	0.00	0.00
1993	4	4	14.85	0.00	0.00	6.65	0.00	0.00
1993	4	5	11.62	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1993	4	6	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1993	5	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	5	2	16.97	0.00	0.00	6.58	0.00	0.00
1993	5	3	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1993	5	4	0.00	25.00	25.00	0.00	0.00	0.00
1993	5	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1993	5	6	12.29	0.00	0.00	8.98	0.00	0.00

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十二日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1993	6	1	4.00	0.00	0.00	0.00	6.08	6.08
1993	6	2	0.00	20.01	20.01	0.00	15.00	15.00
1993	6	3	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1993	6	4	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1993	6	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	6	6	0.00	1.72	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	7	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	7	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	7	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	7	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	7	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	7	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	8	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	8	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	8	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	8	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	8	5	0.00	13.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	8	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	9	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	9	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	9	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	9	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	9	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	10	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	10	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	10	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	10	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	10	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	10	6	0.00	0.08	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	11	1	0.00	12.62	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	11	2	0.00	9.81	20.66	0.00	0.00	15.00
1993	11	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	11	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	11	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	11	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1993	12	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1993	12	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1993	12	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1993	12	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1993	12	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1993	12	6	4.00	0.00	0.00	0.00	1.35	15.00
1994	1	1	4.00	0.00	0.00	0.00	2.31	15.00
1994	1	2	4.00	0.00	0.00	0.00	7.39	11.00
1994	1	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	7.95
1994	1	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.65
1994	1	5	4.00	0.00	0.00	0.00	5.07	5.07
1994	1	6	4.00	0.00	0.00	0.00	3.71	3.71
1994	2	1	4.00	0.00	0.00	0.00	3.49	3.49
1994	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	3.17	3.17
1994	2	3	4.00	0.00	0.00	0.00	2.57	2.57
1994	2	4	4.00	0.00	0.00	0.00	2.87	3.13
1994	2	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1994	2	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.02
1994	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.75
1994	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1994	3	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1994	3	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.22
1994	3	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1994	3	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1994	4	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.73	7.55
1994	4	2	2.45	0.00	0.00	0.00	5.35	10.18
1994	4	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40
1994	4	4	4.00	0.00	0.00	3.95	0.00	0.00
1994	4	5	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1994	4	6	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1994	5	1	11.91	0.00	0.00	1.10	0.00	0.00
1994	5	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1994	5	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1994	5	4	4.00	0.00	0.00	0.00	11.67	11.67
1994	5	5	12.08	0.00	0.00	8.07	0.00	0.00
1994	5	6	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1994	6	1	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1994	6	2	4.00	0.00	0.00	0.00	6.23	6.23
1994	6	3	0.00	16.08	16.08	0.00	15.00	15.00
1994	6	4	0.00	4.87	4.87	0.00	8.33	8.33
1994	6	5	0.00	2.71	2.71	0.00	13.29	13.29
1994	6	6	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1994	7	1	4.00	0.00	0.00	0.00	6.61	6.61
1994	7	2	0.00	15.31	16.65	0.00	0.00	15.00
1994	7	3	4.00	0.00	0.00	0.00	1.88	1.88
1994	7	4	0.00	25.00	25.00	0.00	6.43	6.43
1994	7	5	10.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1994	7	6	18.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1994	8	1	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1994	8	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1994	8	3	15.96	0.00	0.00	1.31	0.00	0.00
1994	8	4	18.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1994	8	5	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1994	8	6	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1994	9	1	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1994	9	2	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1994	9	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	9	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	9	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	10	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	10	2	0.00	1.85	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	10	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	10	4	0.00	25.00	25.00	0.00	0.89	15.00
1994	10	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	10	6	0.00	13.12	25.00	0.00	0.00	15.00
1994	11	1	0.00	14.89	14.89	0.00	12.28	15.00
1994	11	2	0.00	0.00	5.47	0.00	0.00	15.00
1994	11	3	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1994	11	4	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1994	11	5	4.00	0.00	0.00	0.00	1.12	15.00
1994	11	6	4.00	0.00	0.00	0.00	12.43	14.54
1994	12	1	4.00	0.00	0.00	0.00	11.14	11.14
1994	12	2	4.00	0.00	0.00	0.00	8.70	8.70
1994	12	3	4.00	0.00	0.00	0.00	9.49	9.49
1994	12	4	4.00	0.00	0.00	0.00	7.70	7.70
1994	12	5	4.00	0.00	0.00	0.00	5.99	5.99
1994	12	6	4.00	0.00	0.00	0.00	8.46	8.46
1995	1	1	4.00	0.00	0.00	0.00	6.75	6.75
1995	1	2	4.00	0.00	0.00	0.00	4.56	4.56
1995	1	3	4.00	0.00	0.00	0.00	4.64	4.64
1995	1	4	4.00	0.00	0.00	0.00	2.88	2.88
1995	1	5	4.00	0.00	0.00	0.00	6.99	6.99
1995	1	6	4.00	0.00	0.00	0.00	4.51	4.51

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1995	2	1	4.00	0.00	0.00	0.00	3.82	3.82
1995	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	3.15	3.15
1995	2	3	4.00	0.00	0.00	0.00	3.42	3.42
1995	2	4	4.00	0.00	0.00	0.00	2.78	2.78
1995	2	5	4.00	0.00	0.00	0.00	1.63	1.63
1995	2	6	4.00	0.00	0.00	0.00	1.63	1.63
1995	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	1.74	1.74
1995	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1995	3	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1995	3	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1995	3	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.24
1995	3	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1995	4	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1995	4	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1995	4	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1995	4	4	0.00	3.02	3.02	0.00	0.00	11.70
1995	4	5	0.00	12.33	12.33	0.00	2.92	2.92
1995	4	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.45
1995	5	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	5	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	5	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	5	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	5	5	0.00	12.64	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	5	6	0.00	0.09	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	6	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	6	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	6	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	6	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	6	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	6	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	7	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	7	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	7	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	7	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	7	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	7	6	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	8	1	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	8	2	0.00	3.57	3.57	0.00	15.00	15.00
1995	8	3	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	8	4	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	8	5	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1995	8	6	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	9	1	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1995	9	2	0.00	7.43	7.43	0.00	15.00	15.00
1995	9	3	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	9	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	9	6	0.00	5.13	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	10	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	10	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	10	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1995	10	4	0.00	13.11	13.11	0.00	5.72	15.00
1995	10	5	2.46	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	10	6	3.85	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	11	1	4.00	0.00	0.00	0.00	14.97	14.97
1995	11	2	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1995	11	3	4.00	0.00	0.00	0.00	10.52	10.52
1995	11	4	4.00	0.00	0.00	0.00	7.13	7.13
1995	11	5	4.00	0.00	0.00	0.00	14.01	14.01
1995	11	6	4.00	0.00	0.00	0.00	4.12	4.12

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十二日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1995	12	1	4.00	0.00	0.00	0.00	2.07	2.07
1995	12	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1995	12	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1995	12	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1995	12	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.54	0.54
1995	12	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.38	0.38
1996	1	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	1	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	1	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	1	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.19	0.19
1996	1	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.09
1996	1	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	2	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	2	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	2	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	2	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	2	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.46	0.46
1996	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.48
1996	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	3	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	3	4	4.00	0.00	0.00	0.00	8.70	9.38
1996	3	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.35
1996	3	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.38
1996	4	1	4.00	0.00	0.00	0.00	5.24	5.24
1996	4	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	4	3	4.00	0.00	0.00	6.56	0.00	0.00
1996	4	4	4.00	0.00	0.00	7.21	0.00	0.00
1996	4	5	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1996	4	6	4.69	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1996	5	1	4.00	0.00	0.00	0.00	12.25	12.25
1996	5	2	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1996	5	3	0.00	25.00	25.00	0.00	6.71	15.00
1996	5	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	5	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	5	6	4.00	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00
1996	6	1	4.00	0.00	0.00	2.95	0.00	0.00
1996	6	2	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1996	6	3	4.00	0.00	0.00	3.41	0.00	0.00
1996	6	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	6	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	6	6	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1996	7	1	4.00	0.00	0.00	0.00	13.00	13.00
1996	7	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1996	7	3	0.00	25.00	25.00	0.00	7.43	15.00
1996	7	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	7	5	4.00	0.00	0.00	0.00	10.55	10.55
1996	7	6	4.00	0.00	0.00	0.00	4.20	4.20
1996	8	1	5.93	0.00	0.00	0.00	5.69	5.69
1996	8	2	18.17	0.00	0.00	5.93	0.00	0.00
1996	8	3	15.96	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1996	8	4	18.12	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1996	8	5	20.41	0.00	0.00	2.92	0.00	0.00
1996	8	6	4.00	0.00	0.00	0.00	5.69	5.69
1996	9	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1996	9	2	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1996	9	3	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1996	9	4	0.00	25.00	25.00	0.00	13.67	13.67
1996	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1996	9	6	0.00	24.97	25.00	0.00	0.00	15.00

## 官 報 (号外)

平成十五年四月二十二日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1996	10	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1996	10	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1996	10	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1996	10	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1996	10	5	0.00	12.96	12.96	0.00	6.52	12.94
1996	10	6	4.00	0.00	0.00	0.00	8.32	8.32
1996	11	1	0.00	12.44	15.21	0.00	0.00	15.00
1996	11	2	0.00	6.59	18.46	0.00	0.00	15.00
1996	11	3	0.00	25.00	25.00	0.00	0.54	15.00
1996	11	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.19
1996	11	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.63
1996	11	6	4.00	0.00	0.00	0.00	12.85	12.85
1996	12	1	4.00	0.00	0.00	0.00	7.83	7.83
1996	12	2	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1996	12	3	4.00	0.00	0.00	0.00	7.07	7.07
1996	12	4	4.00	0.00	0.00	0.00	8.94	8.94
1996	12	5	4.00	0.00	0.00	0.00	5.79	5.79
1996	12	6	4.00	0.00	0.00	0.00	2.43	2.43
1997	1	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.28	0.28
1997	1	2	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1997	1	3	4.00	0.00	0.00	0.00	4.22	4.22
1997	1	4	4.00	0.00	0.00	0.00	1.52	1.52
1997	1	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.81	0.81
1997	1	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	2	1	4.00	0.00	0.00	0.00	1.12	1.12
1997	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	2	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	2	4	4.00	0.00	0.00	0.00	1.01	1.01
1997	2	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	2	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	3	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	3	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	3	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	3	6	4.00	0.00	0.00	0.00	13.00	14.98
1997	4	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.37
1997	4	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1997	4	3	0.00	25.00	25.00	0.00	1.48	15.00
1997	4	4	4.00	0.00	0.00	0.99	0.00	0.00
1997	4	5	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1997	4	6	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1997	5	1	15.45	0.00	0.00	4.79	0.00	0.00
1997	5	2	4.00	0.00	0.00	2.52	0.00	0.00
1997	5	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	5	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.94
1997	5	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	5	6	0.00	25.00	25.00	0.00	5.28	15.00
1997	6	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1997	6	2	0.00	0.00	2.26	0.00	0.00	15.00
1997	6	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	6	4	0.00	0.00	18.81	0.00	0.00	15.00
1997	6	5	0.00	25.00	25.00	0.00	3.94	15.00
1997	6	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	7	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1997	7	2	19.50	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1997	7	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	7	4	0.00	0.00	15.38	0.00	0.00	15.00
1997	7	5	12.38	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1997	7	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1997	8	1	0.00	20.31	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	8	2	0.00	25.00	25.00	0.00	6.68	15.00
1997	8	3	0.00	8.94	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	8	4	0.00	12.62	12.62	0.00	6.36	15.00
1997	8	5	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1997	8	6	0.00	25.00	25.00	0.00	13.09	15.00
1997	9	1	0.00	22.73	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	9	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	9	3	0.00	24.59	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	9	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	9	6	0.00	2.79	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	10	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	10	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1997	10	3	0.00	16.19	16.19	0.00	5.34	15.00
1997	10	4	0.06	0.00	0.00	0.00	10.35	10.35
1997	10	5	4.00	0.00	0.00	0.00	6.42	6.42
1997	10	6	4.00	0.00	0.00	0.00	3.38	3.38
1997	11	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.99	0.99
1997	11	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	11	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1997	11	4	4.00	0.00	0.00	0.00	6.76	6.76
1997	11	5	4.00	0.00	0.00	0.00	10.34	10.34
1997	11	6	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1997	12	1	0.00	25.00	25.00	0.00	15.00	15.00
1997	12	2	0.00	16.85	16.85	0.00	14.06	15.00
1997	12	3	0.00	13.54	13.54	0.00	0.00	15.00
1997	12	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.30
1997	12	5	4.00	0.00	0.00	0.00	7.16	7.16
1997	12	6	4.00	0.00	0.00	0.00	3.65	3.65
1998	1	1	0.00	6.09	6.09	0.00	13.58	13.58
1998	1	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.14
1998	1	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	1	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	1	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	1	6	0.00	12.27	12.27	0.00	0.00	15.00
1998	2	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	2	2	0.00	5.35	5.35	0.00	0.00	15.00
1998	2	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	2	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	2	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	2	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	3	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	3	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	3	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	3	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	3	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	3	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	12.05
1998	4	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	4	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	4	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	4	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	4	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	4	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	5	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	5	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	5	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	5	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	5	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	5	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1998	6	1	0.00	0.00	20.06	0.00	0.00	15.00
1998	6	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	6	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	6	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	6	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	6	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	7	1	0.00	2.44	2.44	0.00	9.96	15.00
1998	7	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	7	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	7	4	4.00	0.00	0.00	0.00	6.64	6.64
1998	7	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	7	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	8	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	8	2	0.00	6.14	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	8	3	0.00	0.00	17.86	0.00	0.00	15.00
1998	8	4	0.00	0.26	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	8	5	0.00	12.23	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	8	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	9	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	9	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	9	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	9	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	9	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	10	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	10	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	10	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	10	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	10	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	10	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	11	1	0.00	15.76	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	11	2	0.00	20.67	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	11	3	0.00	19.80	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	11	4	0.00	6.47	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	11	5	0.00	6.31	25.00	0.00	0.00	15.00
1998	11	6	0.00	1.02	21.59	0.00	0.00	15.00
1998	12	1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	12	2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	12	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1998	12	4	2.77	0.00	0.00	0.00	6.46	15.00
1998	12	5	4.00	0.00	0.00	0.00	13.79	13.79
1998	12	6	4.00	0.00	0.00	0.00	11.59	11.59
1999	1	1	4.00	0.00	0.00	0.00	6.87	6.87
1999	1	2	4.00	0.00	0.00	0.00	6.31	6.31
1999	1	3	4.00	0.00	0.00	0.00	4.92	4.92
1999	1	4	4.00	0.00	0.00	0.00	3.72	3.72
1999	1	5	4.00	0.00	0.00	0.00	2.77	2.77
1999	1	6	4.00	0.00	0.00	0.00	1.95	1.95
1999	2	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	2	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	2	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	2	4	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	2	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	2	6	4.00	0.00	0.00	0.00	0.43	0.43
1999	3	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	3	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	3	3	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	3	4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1999	3	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1999	3	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.91

## 官 報 (号 外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

1999	4	1	4.00	0.00	0.00	0.00	8.81	8.81
1999	4	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.91	0.91
1999	4	3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1999	4	4	0.00	3.99	3.99	0.00	0.00	0.00
1999	4	5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1999	4	6	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1999	5	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	5	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	5	3	0.00	11.28	11.28	0.00	2.36	15.00
1999	5	4	0.00	0.00	9.41	0.00	0.00	15.00
1999	5	5	4.00	0.00	0.00	0.00	6.84	6.84
1999	5	6	4.00	0.00	0.00	0.00	12.25	12.25
1999	6	1	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	6	2	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1999	6	3	9.66	0.00	0.00	0.00	1.18	1.18
1999	6	4	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1999	6	5	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.00
1999	6	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	7	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	7	2	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	7	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	7	4	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	7	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	7	6	0.00	23.83	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	8	1	4.00	0.00	0.00	0.00	15.00	15.00
1999	8	2	0.00	21.28	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	8	3	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	8	4	0.00	7.81	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	8	5	0.00	18.56	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	8	6	0.00	13.19	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	9	1	0.00	18.05	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	9	2	0.00	9.66	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	9	3	0.00	14.43	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	9	4	0.00	7.69	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	9	5	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	9	6	0.00	15.17	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	10	1	0.00	10.31	25.00	0.00	0.00	15.00
1999	10	2	0.00	7.66	25.00	0.00	0.00	5.76
1999	10	3	0.00	1.43	25.00	0.00	0.00	0.00
1999	10	4	0.00	17.87	21.40	0.00	0.00	0.00
1999	10	5	0.00	2.50	2.50	3.41	0.00	0.00
1999	10	6	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	11.21
1999	11	1	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00	1.56
1999	11	2	0.00	11.38	11.38	3.18	0.00	0.00
1999	11	3	0.00	0.90	0.90	6.07	0.00	0.00
1999	11	4	0.00	0.00	22.60	0.00	0.00	0.00
1999	11	5	1.63	0.00	0.00	7.16	0.00	0.00
1999	11	6	4.00	0.00	0.00	9.78	0.00	0.00
1999	12	1	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1999	12	2	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1999	12	3	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1999	12	4	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1999	12	5	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00
1999	12	6	4.00	0.00	0.00	11.00	0.00	0.00

注1. お尋ねの「渴水補給を目的とする量」の意味が必ずしも明らかでないが、特別水利使用者に対する都市用水の確保のための導水量並びに那珂川及び利根川の流水の正常な機能を維持するための導水量を「利水等を目的とする量」として記載している。

注2. 「利水等を目的とする量」は、「総導水量」の内数である。

注3. 「利水等を目的とする量」も霞ヶ浦の水質浄化に寄与するものであり、お尋ねの「水質改善を目的とする量」を「利水等を目的とする量」と分けて記載することは困難である。

注4. 「半旬」とは、一か月を六等分した期間のことである。

平成十五年四月二十三日

参議院会議録第十九号 質問主意書及び答弁書

別紙五 「那珂川（下国井地点）及び利根川（布川地点）の期間別確保流量」  
(注1)

河川名	地 点	期 間	河川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量 ( $m^3/s$ ) (注3)	うち、 河川維持流量 ( $m^3/s$ ) (注2)
那珂川	下国井地点	1月1日から3月24日まで	約19	約15
		3月25日から4月20日まで	約21	
		4月21日から8月31日まで	約24	
		9月1日から9月10日まで	約21	
		9月11日から12月31日まで	約19	
利根川	布川地点	1月1日から3月31日まで	約52	約30 (注4)
		4月1日から4月30日まで	約70	
		5月1日から5月31日まで	約80	
		6月1日から8月31日まで	約90	
		9月1日から9月30日まで	約65	
		10月1日から12月31日まで	約52	

注1. 本件事業の水質浄化効果の試算において、目標としている値である。

注2. 「河川維持流量」とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を総合的に考慮し、渇水時において維持すべき流量をいい、お尋ねの「河川維持用水」とは、この「河川維持流量」のことを指すものと考えられる。

注3. お尋ねの「既得利水」とは、既に許可された取水量等のことを指すものと考えられるが、本件事業の水質浄化効果の試算においては、この流量及び「河川維持流量」の双方を満足する流量として「河川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量」を設定しており、本表ではこの値を示している。

注4. 利根川の「河川維持流量」については、布川地点から約58km下流となる利根川河口堰の下流地点における値である。

注5. お尋ねの「新規利水」とは、特別水利使用者に対する都市用水の供給を確保するための流量のことを指すものと考えられるが、特別水利使用者の取水を可能ならしめる地点がお尋ねの「那珂川（下国井地点）及び利根川（布川地点）」と異なるため、その流量をこれらの地点で示すことはできない。なお、その流量については、那珂川の下国井地点下流及び霞ヶ浦で、それぞれ $4.2m^3/s$ 及び $5.0m^3/s$ を見込んでいる。

官 報 (号外)

平成十五年四月二十三日 参議院会議録第十九号

五六

第明治  
三種郵便物認可日  
二十五年三月三十日

発行所
二東京一〇五番地都港五十八四四五 独立行政法人國立出版局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 三三〇円)